

平成31年第1回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

自：平成31年3月7日（木）

至：平成31年3月8日（金）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

平成 3 1 年 3 月 7 日 (木曜日)

(第 1 日)

平成31年第1回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：平成31年3月7日（木曜日） 午前9時55分～午後1時55分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（7人）

委員長	7番	石 塚	柏	副委員長	3番	三 浦	常 男
委 員	14番	後 藤	健	委 員	15番	佐 藤	育 男
委 員	16番	古 谷	武 美	委 員	18番	佐 藤	芳 雄
委 員	20番	橋 本	五 郎				

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

建設部長	古 屋 利 彦		
道路河川課長	佐 藤 勇 孝	道路河川課参事	鈴 木 正 人
用地対策課長	伊 藤 滋 泰	用地対策課参事	田 中 勲 男
都市管理課長	今 和 則	都市管理課課長待遇	矢 野 良 和
都市管理課参事	京 野 和 明	都市管理課参事	有 明 徹
建築住宅課長	讚 岐 敬 司	建築住宅課参事	小野地 紀 子
災害復旧事務所長	進 藤 孝 雄	災害復旧事務所副所長兼復旧課長	小 松 春 一
神岡支所農林建設課長	岩 根 浩 幸	西仙北支所農林建設課長	田 村 一 彦
中仙支所農林建設課長	斎 藤 秋 彦	協和支所農林建設課長	稲 葉 久 則
南外支所農林建設課長	佐 藤 祐 子	仙北支所農林建設課長	佐 藤 治 彦
太田支所農林建設課長	野 中 正 幸		

議会事務局職員出席

主 幹 富 樫 康 隆

審査議案等

- 第1 議案第18号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2 議案第19号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第3 議案第27号 建設部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 第4 議案第33号 大仙市災害危険区域に関する条例の制定について
 - 第5 議案第34号 市道の路線の認定、廃止及び変更について
 - 第6 議案第36号 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第8号）
 - 第7 議案第44号 平成31年度大仙市一般会計予算
 - 第8 議案第62号 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第9号）
-

午前9時55分 開 会

○委員長（石塚 柏） おはようございます。

定刻より5分ほど早いようですが、皆さん大変お忙しい方々ばかりですので、早めに切り上げていってはどうかと思えます。

今年度も雪も少なかったし、仕事の方も順調に、皆様方のご努力のおかげで進んでおるようでございます。最後、今日、引き締めて我々も頑張ってみますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、審査に入りたいと思いますので、よろしく願いします。

ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

今次定例会で当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり1日目に建設部及び災害復旧事務所、2日目に上下水道局の順で審査いたしますので、よろしく願いをいたします。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

また、正確な会議録の作成のため、発言をする際は委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（石塚 柏） それでは審査に入る前に、ご挨拶をお願いいたします。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） あらためまして、おはようございます。

建設水道常任委員の皆様には会期中のお疲れのところ、常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

昨年度の豪雪から今冬は暖冬となりまして、過ごしやすい日々が続いております。2月中旬以降は、1センチメートルの積雪を2地域で観測したのみとなっております。記録を見ますと、市平均ですが、降雪量は389センチメートルで昨年度の50パーセント、除雪の出動回数ですが、19回で昨年度の約6割となっております。なお、この数値はどちらも平年値を下回っております。しかしながら、道路舗装面の損傷ですが、早くから目立ってきておりまして、現在、その補修を実施しているところがございます。引き続き、利用者が安全に通行できますよう、道路補修の早期の実施に取り組んでまいります。

さて、今次定例会では、平成31年度の当初予算案につきましてご審議をお願いするものでありますが、建設部では昨年引き続き、道路、公園、市営住宅など、公共施設の既存ストックを適切に管理しながら長寿命化を図っていく。そういうことに重点を置きまして、予算編成に当たっております。

各課の取り組みといたしましては、道路河川課におきましては、特に「持続可能な道路維持体制の構築」といたしまして、直営施工による機動的な舗装補修等の実施体制を強化するとともに、社会資本整備総合交付金事業を活用しました道路改良、橋梁の長寿命化対策及び通学路歩道整備事業などを実施するほか、大雨による浸水対策としての水害対策事業を引き続き、実施いたします。

用地対策課におきましては引き続き、国土調査の実施及び未登記道路の解消に努めてまいります。

都市管理課におきましては、はなび・アムに隣接する丸子川左岸の堤防歩道を整備するほか、各地域の公園の維持管理を実施いたします。

また、建築住宅課におきましては引き続き、住宅リフォーム支援事業を実施するほか、各地域の市営住宅の維持管理を実施いたします。

本日、ご審議をお願いいたします案件でありますけれども、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う案件を含む条例改正案7件と新たに制定する条例案1件、また、市道路線の認定及び廃止案件のほか、平成30年度一般会計補正予算案4件及び平成31年度一般会計当初予算案についてでございます。

各案件につきましてはこの後、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

○委員長（石塚 柏） それでは早速、建設部関係の審査に入ります。

はじめに議案第18号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 議案第18号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料ナンバー1、議案書の56ページと57ページをお開き願います。

本議案は、占用期間が1カ月未満の道路占用に関する道路占用料が消費税の課税対象であるため、道路占用料として消費税等相当額を加えた額を徴収するように改正するもので、算定した占用料が100円未満の場合は100円とするものであります。

なお、この条例は交付の日から施行するものであります。

以上、議案第18号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第19号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今都市管理課長。

○都市管理課長（今 和則） それでは議案第19号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の58ページから62ページ、それからA3判の資料、都市-1の1ページを併せてご覧願います。

第1条は、太田地域の公園使用料について、合併前の旧太田町の使用料をそのまま引き継いで別に規定されており、他地域の使用料と統一するため、これを廃止するものであります。また、西仙北地域の大佐沢公園で供用しているバッテリーカーについて、平成29年の大雨災害により保管庫が倒壊したため、保管していたバッテリーカーが損壊し、修復不可能となったことから、これを廃止するものであります。

第2条は、市内スポーツ施設の料金体系の統一などに伴い、テニスコート、野球場などのスポーツ施設として供している公園の使用料の額や利用区分を見直し、併せてグラウンド・ゴルフ場の使用料については、利用者の利便性の向上を図るために、シーズン券の料金を新たに規定するものであります。また、消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成31年11月1日から消費税及び地方消費税の税率が、合わせて10パーセントに引き上げられることに伴い、使用料等の額を改定するものであります。

資料、都市-1の1ページの右の表をご覧願います。

スポーツ施設の料金体系統一などの内容でございますが、全市のスポーツ施設を対象として、野球場、テニスコートなどの施設ごとに施設の設備に応じてグループ化し、これまでまちまちだった使用料と使用単位を統一するものであります。

施行期日は、条例中、第1条の規定については平成31年4月1日から、第2条の規定については平成31年11月1日から施行するものです。

なお、第2条の規定による改正後の大仙市公園条例、別表第3及び別表第4の規定は、施行日以降に行う利用の許可に係る使用料及び占用の許可に係る占用料について適用し、同日以前に行う許可に係る使用料及び占用料については、所用の経過措置を設けるものであります。

以上、議案第19号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(石塚 柏) 次に議案第27号、建設部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、今都市管理課長。

○都市管理課長(今 和則) それでは議案第27号、建設部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、都市管理課に関わる条項について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の119ページから121ページをお願いいたします。

本案は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が、合わせて10パーセントに引き上げられることに伴い、建設部が所管する公共施設の使用料などの額を改正するものであります。

都市管理課に関わる条項は、第1条の大仙市駐車場条例、第2条の大仙市大曲駅前自転車駐車場条例でありまして、これら2本の条例に規定する公共施設の使用料等の額を改定するものでございます。

施行期日は、いずれの条例も平成31年10月1日とするものであります。

なお、使用料の額の計算に当たっては、現在の使用料等の額に消費税及び地方消費税分の10パーセントを転嫁するものですが、原則として、計算後の額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てて処理しております。

以上、議案第27号、建設部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、都市管理課に係る条項をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石塚 柏) はい、次に、讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長(讃岐敬司) 引き続きまして、同条例案の制定について、建築住宅課に関わる条項について、ご説明申し上げます。

議案書の方は、こちらの議案書121ページでございます。

この条例の建築住宅課に関わる条項は、第3条、第4条、第5条であります。

第3条は、大仙市営住宅条例、別表第3の改正で、市営住宅の駐車場使用料を改正するものです。

第4条は、大仙市営住宅に併設する貸店舗に関する条例第8条第3項の規定の改正で、貸店舗の使用料を改正するものです。

第5条は、大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例第10条第1項の規定の改正で、都市再生住宅の駐車場使用料を改正するものです。

これらは、平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が、合わせて10パーセントに引き上げられることに伴う改正であります。

施行の期日は改正法の施行の日としており、平成31年10月1日とするものです。

以上、議案第27号、建設部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、建築住宅課に関わる条項をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第33号、大仙市災害危険区域に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。讚岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讚岐敬司） それでは議案第33号、大仙市災害危険区域に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

こちらの議案書の方は132と133ページになります。説明の方は、こちらのA3判で右上に建住-1と書いた資料がありますので、こちらの方でご説明をさせていただきます。

それでは早速ですけれども、1ページ目をお開き願います。

はじめに、1の本条例案の制定理由についてであります。

国においては、雄物川中流部の治水対策として輪中堤を整備することとしておりますが、当該輪中堤の建設に当たって、堤外地への建築物の建築を制限する必要があるため、建築基準法に基づき、本条例において、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、2の制定内容についてであります。

(1)の指定範囲については、河川の出水による危険が著しい区域を災害危険区域として、岩瀬・湯野沢地区から新強首橋までの平坦部を指定します。

ここで恐れ入りますけれども、次の2ページに図面が載っておりますので、そちらをご覧ください。

緑色の傍線部分が輪中堤で、これより下流の赤い色で着色した部分が災害危険区域に指定されます。この区域はご覧のとおり、雄物川沿いに一連堤、いわゆる連続堤とも言いますが、それが完成するまでの間は無堤防区域となることから、非常に危険な区域となっております。

また恐れ入りますけれども、戻りまして1ページの方にまた戻っていただきまして、制定内容の(2)のところですが、ここにおける建築の制限についてでありますけれども、災害危険区域に指定された区域には、住宅、併用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、その他常時住居の用に供する建築物は、原則として建築できません。このことは現在建っている住宅等についても改築、増築等を行う場合は同様です。安全な高さまで地盤をかさ上げするなど一定の条件を満たし、認定手続きを行うことで建築が可能な場合があります。

資料の右側上段には、制限の対象となる建築物と対象とならない建築物の例を載せております。車庫、物置小屋、工場、倉庫、店舗等は常時住居の用に供しないことから、制限の対象とはならず、建築できます。また、資料中段には、住宅等で常時住居の用に供する建築物であっても、建築可能な建築物の構造について記載しております。この場合の構造は、災害危険基準高、これはいわゆる計画高水位、いわゆるハイウォーターレベルと呼んでますけれども、これが約3メートルに余裕高0.6メートルを加えた高さのことをいいます。この災害危険基準高より建築物の敷地を高くすること、または壁、柱、床などの主要構造部を鉄筋コンクリート造とし、なおかつ災害危険基準高以下に居室を設けないこととしております。

市ではこれらのことを確認するため、本条例において認定申請手続きを義務付け

ております。これが、この1ページのところの(3)に記載してございます。

3の施行の期日は、公布の日としております。予定としてはこの議案が、仮に可決されたとした場合、3月20日頃を予定してございます。また、同日に災害危険区域の地名・地番を告示する運びとなっております。

以上、議案第33号、大仙市災害危険区域に関する条例の制定につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石塚 柏) はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、後藤委員。

○委員(後藤 健) この条例の制定と、この区域の設定なんですけれども、「今回、この条例を制定して、この区域を設定しますよ」ということだと思えるんですけども、この条例見ればまず、この区域ということは、まず書かれてないことなんですよね。

○建築住宅課長(讃岐敬司) はい。

○委員(後藤 健) そうすれば、この条例の制定によって、例えば、ほかにこう危険地域があれば、その指定ができるものかどうかというところ一点、まずお聞きしたいと思います。

○建築住宅課長(讃岐敬司) 今回まず、ここの区域を指定する運びになったのは、こちらのこの緑の防波堤より上流は安全だと。下流側が非常に危険ということで、山間部、山の部分を除いたこの雄物川に挟まれる部分を指定したということでございます。指定する地名・地番については、今日、実は用意して持ってきておりますけれども、もしあれなら今、お配りしますけれども。

○委員(後藤 健) いや、今回この地域が危険だということで、ここを指定するというのは分かるんですけども、例えばこの、僕、ちょっと分かんないですけども、この区域から外れたところも、もっと危険なところが後から出てきたと。そういった場合、追加で、この条例ができたことによって追加で指定ができるかと。この、例えば雄物川沿いじゃなくてもいいですよ。福部内川沿いでもいいです。どこかそういう危険な箇所があった場合、同じような指定ができるかということ。

○委員長(石塚 柏) はい、讃岐課長。

○建築住宅課長(讃岐敬司) 説明会等開いて、関係者の方に説明会等開いて、ある程度の上承を得た上で、追加で指定することは可能でございます。

○委員(後藤 健) なるほど。もしできる場合、指定までのプロセスをちょっと聞

きたかったもので。住民説明会等開いて、指定するということですよ、じゃあ。

○建築住宅課長（讃岐敬司） はい。

○委員（後藤 健） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。三浦副委員長。

○副委員長（三浦常男） この指定される湯野沢地区うんぬんにおいては、大体戸数、どれくらいの軒数あるもんだすか。

○委員長（石塚 柏） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） この部分に関しましては、国土交通省さんとこの住民の方とのやりとりになってまして、空き家等もいろいろあるようなんですけれども、詳しい数字はあまりつかまえておりませんけれども、大体30世帯から34世帯ぐらいというふうに伺っております。

○委員長（石塚 柏） 三浦副委員長、よろしいですか。

○副委員長（三浦常男） いや、やはりこういう場合、住んでる住んでない関係なく、実際に建物だけはカウントしておかねば。もし、なにかあった場合、「居ねからいいよ」「居るから、それで説明できたから、できますよ」。まあ、上流の中でもあるように、この後、改築する場合には許可申請等あるということになってこいば、やはり、それは完全に把握しておくのが本来の……。これは岩瀬地区、若干対象になるかと思いますが、そういうふうなところはやはり、聞かれたときは、「これくらいありますよ」「この中で住んでない家も、これくらいありますよ」というくらいは説明できる体制であってほしいなと思いますけれども。

○委員長（石塚 柏） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 今後ですね、国土交通省さんとも連絡を取りながら、軒数の方、きちんと調べていきなないなと思ってございます。

○委員長（石塚 柏） はい、後ほど当局から説明ペーパーをいただいて、配付したいと思います。

ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 今、ここの湯野沢地区、いま30戸から34戸あるというような話、聴きました。私もちょっとどういう、家屋がどういう状況なのかというのはちょっと私のはっきり分かりませんが、例えば、ここの住居で新築したいと、改築したいという話あった場合に、先たの条件のように3メートルプラス、いわゆる、それで図でいきますと、3.6メートル以下には居住区域設けられないということになりますよね。

- 建築住宅課長（讃岐敬司） はい。
- 委員（佐藤育男） そうなれば当然、建設に対してのコストも高くなるわけですよ。そういった場合には、なにか市の方で、例えば建設に関してなんぼか助成するとか、もしくは、例えばそこでなく別さ宅地を建てるといふか、そういう誘導するとかといったことは考えていますでしょうか。
- 委員長（石塚 柏） はい、讃岐課長。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） 輪中堤内の方に、市の方で分譲地を用意する予定となっておりますので、この地区に住みたい方はそちらへ、また、秋田市とかあちこち行かれる方、様々かと思えますけれども、いずれにしましても分譲地を用意する予定でございます。
- 委員長（石塚 柏） はい。
- 委員（橋本五郎） 讃岐課長、あれだべ、今、この条例でやっている所が、新たに物を建てられないと。建てるならば、こういう規格の中で物を建てなさいよという意味の条例改正でしょ。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） はい。
- 委員（橋本五郎） 新たには、普通の家は、そこさは宅地としては建てられないという意味での条例でしょ。そう喋ればいいなよ。今、新たに移転するどこは、集団の11戸のあれは、今、団地を造ろうとしているんだから、そういう家はそういうところさは、新たに建てるといふ人は、そういうところと今の条例に制定された場所には建てられないということでしょ。端的に言えば。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） はい。
- 委員（橋本五郎） だから、そう言えば、もの分かるのよ。
- 委員長（石塚 柏） 課長、橋本委員から今、意見ありましたけど、それを踏まえて、ちょっと発言してもらえます。説明してもらえませんか。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） 赤く、ピンク色に塗ったところの災害危険区域には、原則として居住の用に供する建築物は建てられないという条例でございます。しかしながら、かさ上げするとか、鉄筋コンクリートで造ったりする場合、そういった特別な場合は認定申請手続きを経て建てるのが可能ですけれども、原則としては、このピンク色のところは、居住の用に供する建築物は建てられませんということでございます。
- 委員長（石塚 柏） はい、よろしいでしょうか。
佐藤委員、なんかございませんか。

- 委員（佐藤育男） すいません。申し訳ねえすな。建てられないということですか。
そういうんじゃなくて、条件をクリアできれば建てられる。だから、建てられない
じゃなくて、建てれるんですけども、条件ありますよということですか。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） はい。
- 委員（佐藤育男） なんだすよね。建てられないんじゃないですよね、おそらく。分
かりました。
- 委員長（石塚 柏） はい。讃岐課長、よろしいですか。いいですか。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） はい。
- 委員長（石塚 柏） はい、ほかに。はい、古谷委員。
- 委員（古谷武美） これ今、説明聞きましたけれども、これ解除は、なる予定はあ
りますか。
- 委員長（石塚 柏） はい、讃岐課長。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） 住民説明会のときも同じような質問がございまして、
一連堤が完成した場合は解除しますというような回答を、住民説明会のときにさせ
ていただいております。
- 委員（古谷武美） それは大体いつ頃というのは。ずっと先のことですか。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） 一連堤が完成するのは、ちょっと私、分からないとい
うかですね、お答え…。
- 委員長（石塚 柏） はい、古屋建設部長。
- 建設部長（古屋利彦） 説明会のときも国交省の担当者が出席しております。それ
で、はっきり言いますと未定ということで。特に計画、最終何年度までという提示
はございませんでした。
- 委員（古谷武美） 分かりました。
- 委員長（石塚 柏） はい、ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（石塚 柏） はい、討論なしと認めます。
これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございま
せんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第34号、市道の路線の認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 議案第34号、市道の路線の認定、廃止及び変更について、ご説明いたします。

資料ナンバー1、議案書につきましては134ページから137ページになります。また、お手元にお配付しておりますA3横の資料、道路-1の1ページを併せてお開き願います。

本議案は、道路法第8条第2項並びに第10条第3項の規定に基づき、市道の路線の認定、廃止及び変更をするものです。

議案書の135ページをお開き願います。

今回、認定する路線について、路線番号と路線名、起終点と総延長及び実延長を記載しております。

136ページと137ページには、廃止する路線及び変更する路線の一覧を記載しております。

資料、道路-1の1ページをお願いいたします。

この表は、市道路線の認定、廃止及び変更に関する地域ごとの内訳であります。認定する路線は12路線で、実延長が5,291.99メートル、廃止する路線は13路線で、実延長が5,475.30メートル、変更する路線は2路線で、実延長が205.10メートルです。これにより、市道の認定路線数は6,586路線、実延長は316万2,489.24メートルとなります。

次に2ページをお願いいたします。

地域別に認定と廃止の理由について記載しております。

3ページから8ページまでは、各地域の認定、廃止する路線の位置図を示しております。認定する路線は赤書き、廃止する路線は青で着色してございます。

9ページ目から10ページ目までは、各地域の変更する路線の位置を緑で示しております。

2ページに戻っていただきまして、異動理由でございますが、大曲地域につきましては、大曲駅東口ロータリー整備に伴う廃止・認定が駅東線1路線であります。また、開発行為に伴う異動により、新路線として認定するものとして、錨3号線と福住町団地2号線の2路線であります。次に、公衆用道路としての役割を見直した

ことにより終点が変更になることに伴う廃止・認定が前村4号線の1路線であります。

神岡地域につきましては、間倉築堤整備に伴い、市道の付け替えによる廃止・認定が館の西2号線の1路線と、館の南・館の西線は変更で1路線であります。また、国道13号側道一部移管に伴う廃止・認定が嶋高花線の1路線であります。

太田地域につきましては、ほ場整備に伴い、美郷町との市町村境界変更に伴い廃止する路線は9路線であります。また、認定する路線は狐柳吉清水線、吉沢杓子柳線、下立石1号線、杓子柳後町線、杓子柳2号線、杉向上立石線の6路線であります。そしてもう1路線は、災害復旧に伴い迂回路を設けたことによる変更が、真木線の1路線であります。

以上、議案第34号、市道の路線の認定、廃止及び変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） 非常に単純な話なんですけれども、この太田の美郷町との境界変更に伴う異動ということなんですけれども、これはどういうあれですかね、その道路が・・・、市の面積が変わるということですか。それともこの・・・、その辺ちょっと、詳しく教えていただけますか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） ほ場整備によりまして面工事が行われ、道路の付け替えが伴います。それによって町村界を新たに変更することによって、市道の廃止・認定が出てくるということです。

○委員（後藤 健） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかにございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第36号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、建設部関係の予算について議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） それでは議案第36号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、道路河川課所管分について、資料ナンバー2、平成30年度補正予算書①と、資料ナンバー2-1、事業説明書により、ご説明申し上げます。

はじめに、繰越明許費の設定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書の6ページをお開き願います。

8款2項 道路橋りょう費、橋りょう長寿命化対策事業費につきましては4,973万円を 通学路歩道整備事業費につきましては1,401万9千円を、4項 住宅費、岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業費は1,782万円の繰越明許費をお願いするものがあります。それぞれの繰り越し理由としては、橋りょう長寿命化につきましては、丸子橋の橋梁補修工事の支障となるNTT占有物件につきまして、占有者が行う移設工事に不測の期間を要し、年度内移設が困難となったことによるものであります。次に通学路歩道整備事業費につきましては、県の事業との調整協議に不測の期間を要したことによります。岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業費につきましては、降雪により宅地造成地の盛土及び敷き均しの施工が困難なため、繰り越すものであります。次に、補正予算書の21ページをお開き願います。

8款2項2目 道路維持費、12事業 除雪対策費は、国庫支出金の確定に伴い、2,486万6千円の財源振替をお願いするものでございます。

次に、事業説明書の29ページを併せてお開き願います。

4項2目15事業、岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業費は5,292万2千円の減額補正をお願いし、補正後の額を4,409万円とするものであります。財源内訳につきましては…、

（「事業説明書の何ページ」と呼ぶ者あり）

○道路河川課長（佐藤勇孝） あっ、13ページです。すいません、申し訳ないです。間違えました。それではもう1回。

4項2目15事業、岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業費であります。5,292万2千円の減額補正をお願いし、補正後の額を4,409万円とするものであります。財源内訳につきましては、一般財源を減額しております。

今回の補正は、当地区の造成事業につきまして業務委託料、公有財産購入費、補

償補填及び賠償金の確定に伴う減額補正と、工事請負費につきましては盛土材供給先を、当初計画地では1立米当たり2,100円という単価を見込んでおりましたが、西仙北強首地内の供給先に変更したことにより、1立米当たり100円となったことにより、5,170万7千円の減額となったことが大きな理由となったものであります。

以上、議案第36号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第8号)のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石塚 柏) はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) はい、なければ、質疑を終結いたします。

以上で議案第36号のうち、建設部関係予算についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、災害復旧事務所関係の審査終了後に行います。

○委員長(石塚 柏) 次に議案第62号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第9号)のうち、建設部関係の予算についてを議題といたします。

はじめに、道路河川課所管の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長(佐藤勇孝) それでは議案第62号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第9号)のうち、道路河川課所管分について、資料ナンバー4、平成30年度補正予算書②、それから資料4-1、事業説明書並びにA3横の資料、道路-2によりご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、国の2次補正に伴うもので、内容といたしましては、除雪機械購入費と橋りょう長寿命化対策事業費の2件となりますが、このほかに道路維持管理費と道路改良事業費へも国の補正がありましたが、現計予算で対応できることから今回の補正には計上してございません。

それでは補正予算書の11ページと、事業説明書の7ページを併せてお開き願います。

はじめに、事業説明書の除雪機械購入費について、ご説明いたします。

14事業、除雪機械購入費は636万5千円の増額補正をお願いし、補正後の額を1億2,506万9千円とするものです。現計予算の請負差額による残額がございますので、不足分についての補正となります。財源内訳といたしましては、国庫支

出金として防災・安全社会資本整備交付金424万3千円を、市債として除雪機械整備事業債200万円をそれぞれ増額し、一般財源として12万2千円を充当しております。

今回の補正予算は、協和地域の除雪グレーダと仙北地域の除雪ドーザ購入に要する経費で、増額補正をお願いするものであります。

事業説明書の下段の方に規格等記載してございますので、参照願います。

なお、4,866万1千円につきましては、繰越明許費の設定をお願いするものであります。繰越明許費の設定につきましては、補正予算書については4ページの方に記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、事業説明書の8ページをお願いいたします

6目15事業、橋りょう長寿命化対策事業費(社会資本整備総合交付金事業)は2,545万5千円の増額補正をお願いし、補正後の額を2億1,457万7千円とするものであります。財源内訳としましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金1,512万円、市債として橋りょう長寿命化対策事業債9,800万円を増額し、一般財源として53万5千円を充当しております。

事業内容としましては、大曲地域の下深井にあります旧13号線のJRに架かっている大曲跨線橋の耐震補強工事を行うもので、こちらにつきましても繰越明許費の設定を4,973万円から7,518万5千円に、設定の変更を併せてお願いするものです。

以上、議案第62号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第9号)のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石塚 柏) はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、後藤委員。

○委員(後藤 健) この除雪機の購入ですけれども、この購入する機械が書かれていますけれども、経過年数が31年・32年というふうになってますけれども、これ見通しとして、何年ぐらい今後使えるのかという見通しがあれば、お聞かせ願います。

○委員長(石塚 柏) はい、佐藤課長。

○道路河川課長(佐藤勇孝) あの、更新する機械のこと。

○委員(後藤 健) はい、はい。

○道路河川課長(佐藤勇孝) 機械の耐用年数としては概ね25年から30年というふうを考えてますけれども、いずれにして大仙市の今、使用している除雪機械はかなり年数が経過しておりますので、やはり、今のようなペースで更新するんじゃなくて、もう少し早いペースで更新していかないと、なかなか故障に対する修繕費が

かさんでくるという状況が発生するものと考えております。

○委員（後藤 健） ああ、すいません、勘違いしてましたね。更新、古い機械が31年・32年ということですね。ああ、すいません。でも、この新しく買う機械というのは当然、いわゆる除雪機械の耐用年数の25年にはまだ達していないものなんでしょうね。

○道路河川課長（佐藤勇孝） これは新車として購入する。

○委員（後藤 健） ああ、新車。

○道路河川課長（佐藤勇孝） はい、そうです。

○委員（後藤 健） ああ、すいません、完全に勘違いでした。なんで中古だと思ったんだ。

○委員長（石塚 柏） よろしいですか。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 今のこの古い機械の方なんですけれども、これはよく、なんだ、ネットとか載って公売とか、下取りさせるんですか。それとも買ってもらうというか。どのような感じでしょうか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 古い機械については、基本的には下取りというかたちで。

○委員（古谷武美） この当然、これは、この金額は下取りを見込んだ金額ということですね。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 入札の時に、購入金額から下取り額を引いた額で。

○委員（古谷武美） 分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、よろしいでしょうか。

○委員（古谷武美） はい。

○委員長（石塚 柏） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） ほかになければ、質疑を終結いたします。

.....

○委員長（石塚 柏） 次に用地対策課所管の説明を求めます。伊藤用地対策課長。

○用地対策課長（伊藤滋泰） それでは、用地対策課関係の平成30年度3月補正予算について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4の平成30年度大仙市補正予算[3月補正②]の10ページをお願いいたします。説明につきましては、事業説明書で説明させていただきます。説明資料のナンバー4-1の6ページをお願いいたします。

6款1項9目10事業の国土調査事業費(補助分)であります。この予算につきましては、国の補正予算に伴いまして、地籍調査事業を継続して実施する協和・西仙

北地域の補正予算内容であります。太田地域も同様に事業を継続して実施しておりますが、今回の国の補正予算の対象にならなかったことから、太田につきましては平成31年度の当初予算での説明とさせていただきます。

それでは、補正前の額がゼロ。それから補正額が960万円。補正後の額が960万円であります。財源内訳としましては、県支出金が720万円、それから一般財源が240万円となっております。

目的及び目標につきましては、自然災害リスクを踏まえた防災・減災・国土強靱化、いわゆる3カ年緊急対策を目的とした国の補正予算に伴いまして、防災事業の円滑化や災害発生後の普及・復興の迅速化を進めるため、被災想定区域における地籍調査事業を実施するものであります。補正をお願いする協和・西仙北地域につきましては、それぞれ土砂災害危険区域、洪水想定区域と被災想定区域に該当する箇所を実施することとしております。

次に、実績と成果でありますけれども、平成26年度からの実施状況を載せております。事業量、事業費ともに減少傾向であります。災害発生時にこの事業の成果を活用することで迅速な復旧が図られることから、今後も県と協議しながら新技術の導入も取り入れながら、効率的に調査を進めていくこととしております。また、これまでの事業の進捗率につきましては、29年度末で西仙北地域については81.6パーセント、それから協和地域につきましては86パーセント、それから太田地域につきましては74.8パーセントとなっております。

課題・問題につきましては、未実施地域(旧大曲市)及び休止地域(旧中仙町)の事業の着手について、今後検討したいと考えております。

今後の方向性と30年度事業の概要についてであります。この事業は2カ年の工程に分かれております。1年目の工程が現地における調査・測量、それから2年目が面積計算、図面等の作成となっております。概要につきましては表にまとめておりますが、左側に掲載している事業費、29年繰り越しについては、今年度事業分の内訳であります。これにつきましては、1年目の工程である調査・測量を終えております。また、右側に掲載しているのが、今回補正をお願いする西仙北・協和地域の事業概要であります。今回の国の補正予算は、1年目の工程分である現場での調査・測量関係のみでありまして、2年目の工程である内部作業については太田地域同様、31年度の当初予算での説明とさせていただきます。それぞれの事業概要ですが、西仙北地域については、大字寺館、北野目、刈和野の各一部を実施予定であり、調査筆数が475筆、調査面積が0.12平方キロメートル、約12町歩であります。また、協和地域については、大字協和船沢の一部を実施予定でありまして、調査筆数が66筆、調査面積が0.28平方キロメートル、約28町歩であり、事業費合わせまして960万円あります。追加配分されました960万円につき

ましては、繰越明許費の設定についてお願いするものであります。今後の方針として
ましては、現在事業を実施中の地域については、事業の実施方法等について改善し
ながら継続して事業を進めるとともに、国土調査促進特別措置法に基づき、今後作
成される国土調査事業十箇年計画の第7次計画を見据えまして、未実施の地域を含
めた全市の実施計画を策定した上で、優先度を見極めまして、効率的に調査を進め
ていくこととしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認いただきますよう
お願い申し上げます。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい。討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

.....

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、建設部長。

○建設部長（古屋利彦） すいません。先ほど、今の第62号の道路河川課の説明の
中で、ちょっと訂正がございまして、発言してもよろしいでしょうか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 先ほどの古谷委員の質問に対しまして、古い機械につ
いては全て下取りというお話をしましたが、補助事業上は、下取りの価格を引いた
価格で補助金の請求をしています。でも実際には所管替えをして、財政課管財担当に
所管替えをして、売り払いをしております。

○委員長（石塚 柏） 古谷委員、よろしいでしょうか。

○委員（古谷武美） はい。

○委員長（石塚 柏） はい、それではこの際、暫時休憩をいたします。再開は11

時5分といたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○委員長(石塚 柏) それでは休憩前に引き続き 委員会を再開いたします。

次に議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算のうち、建設部関係の予算についてを議題といたします。

はじめに、道路河川課所管の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長(佐藤勇孝) それでは議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

説明資料は資料ナンバー3、当初予算書と建設部の主な事業の説明書、それから建設部関連事業説明書 附属資料と平成31年度当初予算概要をお願いいたします。

各事業の説明をいたしますが、説明に用います主な事業説明書については、政策経費を中心に作成しており、その他の事務費や負担金、あるいは義務的経費等については資料、平成31年度当初予算概要にその概略を記載してございますので、よろしくをお願いいたします。予算概要書の備考欄に、事業説明書と記載のある補助・単独・債務負担行為分、合わせまして10事業についての説明とさせていただきます。また、内容につきましては、例年と変わらない部分については説明を割愛させていただきます、新たな取り組み点、取り組み箇所を重点的に説明させていただきます。

はじめに、事業説明書は7-2ページをお開き願います。当初予算書は97ページと98ページになります。

はじめに、8款2項2目 道路維持費、10・11・13事業 道路維持管理費(単独分・債務負担行為分・社会資本整備総合交付金事業)は4億3,381万円であります。内訳であります。単独分といたしましては3,755万6千円の減、債務負担分といたしましては同額であり、社会資本分は1億1,511万6千円の減であり、合わせて1億5,267万2千円の減であります。財源内訳といたしましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金1,964万7千円と、道路整備事業債7,310万円、その他として法定外公共用財産使用料と地域振興基金繰入金合わせて404万5千円を充当しております。

事業の目的及び目標と、これまでの実績と成果につきましては、事業説明書中段に記載のとおりであります。

幹線道路につきましては路面性状調査に基づき、交付金事業を活用して路面修繕

事業を拡大してまいります。実施路線は4地域の5路線としております。また、緊急輸送路上の道路照明灯のLED化事業として、19基のLED化をあわせて実施いたします。また、市単独事業の予算の配分につきましては、全市的に優先順位の高い路線から工事を実施する路線選定方式に加え、工事費のほか維持修繕費や原材料費等については地域の実情を考慮した配分とし、適切な道路維持を図ってまいります。昨年度から、直営舗装班中央に加え、東部・西部の3班体制として、市内全域の舗装修繕のスピードアップを図ってまいりました。各班の管轄範囲としましては、大曲・道路維持センターを拠点とする直営舗装班は全域をカバーし、中仙支所を拠点とする東部パッチング班は大曲・中仙・仙北・太田をカバーし、西部のパッチング班は西仙北支所を拠点として、神岡・西仙北・協和・南外をカバーしていきます。平成31年度は、路面修繕を昨年の3.3倍、緊急修繕用常温合材を1.4倍に増やし、生活道路の補修保全スピードを加速させてまいります。

資料の、平成31年度当初予算(案)建設部関係事業説明書の附属資料をお開き願います。

資料1ページには、平成31年度道路改良及び道路維持事業費路線別一覧表には道路維持や道路改良事業の路線名や事業費などを、各地域ごとに単独・債務負担・交付金事業で分類して記載しております。この中で、薄茶色で示されている部分が道路維持事業分であります。

また、附属資料の2ページから9ページまでは、各地域ごとの道路維持管理事業の施工位置図を添付しておりますので、ご参照願います。凡例のとおり、赤は単区分、青は債務負担行為分、緑が社会資本整備総合交付金分であります。

次に、事業説明書は7-3ページをお開き願います、当初予算書は97ページでございます。

2目12事業、除雪対策費は11億5,014万6千円で、782万9千円の減額であります。財源内訳としましては、国庫支出金として社会資本整備総合交付金1億円と、県道除雪委託金3,044万6千円などを充当しております。

平成29年度から、標準的な排雪経費を含む除雪対策関連予算について、当初予算に一括して計上しております。ただ、降雪状況は年々変化しておりますので、降雪状況を検証し、これを踏まえ、不足を生じた場合には適切な対応をとることとしておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

31年度は、大曲地域を含む全地域でのJV化を実施して、作業の効率化とオペレーターの技術と知識の継承を図るとともに、引き続き道路維持との包括発注を実施してまいります。また、除雪業務委託の業者選定に当たっては引き続き、プロポーザルによる業者選定方式を採用して、契約の透明性の確保をしてまいりたいと考えております。

続きまして、7-4ページをお願いいたします。

2目14事業、除雪機械購入費は9,979万5千円で、1,890万9千円の減額であります。財源内訳につきましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金6,653万円、市債として除雪機械整備事業債3,320万円を充当しております。

更新する機械につきましては、附属資料の10ページになります。附属資料の10ページに写真付きで表記しておりますので、お開き願います。

購入する機械を黄色で、更新する機械を水色で表示しております。神岡地域はロータリ除雪車2.2メートル級、協和地域にはハンドガイドロータリー22馬力と除雪ドーザ14トン級、南外地域には除雪ドーザ14トン級、仙北地域に除雪ドーザ11トン級、合計5台を購入することとしております。購入予定の機械の規格と配備する地域・金額と、更新対象機械の経過年数と累計修理金額等について、10ページに記載のとおりとなっております。

次に、事業説明書の7-5ページをお願いいたします。

2目60事業、消雪施設等補助金は昨年同額796万円であります。

本事業は、冬期間の通行確保のため、組合等が実施する消雪施設の整備を促進し、安全・安心で快適な生活を確保することを目的に、補助要綱に基づき事業費の一部を補助するものであります。

31年度事業の概要といたしましては昨年同様、消雪施設の新設を2件、更新を3件、揚水施設の更新を3件の申請件数を見込んで、補助金の金額を計上してございます。

次に、事業説明書7-6ページをお願いいたします。

4目 道路新設改良費、32・40事業 道路改良事業費(単独分・社会資本整備総合交付金事業分)は1億1,403万8千円であります。内訳であります。単独分といたしまして560万8千円の減、社会資本分は5,772万4千円の増であり、合わせて5,211万6千円の増であります。財源内訳といたしましては、国庫支出金として社会資本整備総合交付金3,511万2千円を、道路整備事業債は7,440万円を充当しております。

社会資本整備総合交付金事業の概要であります。幹線道路の整備として、仙北地域の高梨堀見内線の用地買収と改良事業を行うこととしております。道路河川課所管分の事業費につきましては1,083万8千円となります。

単独事業につきましては、緊急性の高い消雪施設整備に重点を置くこととしており、大曲地域、神岡地域、西仙北地域の消雪施設整備を行うこととしており、仙北地域の用地買収及び太田地域2路線の用地買収を行い、事業の促進を図ってまいります。事業費は2,921万4千円を計上しております。

附属資料の11ページから15ページに位置図を載せておりますが、赤が単独で、緑が社会資本整備分でございます。

次に、事業説明書の7-8ページをお願いいたします。

6目 橋りょう維持費、15事業 橋りょう長寿命化対策事業費(社会資本整備総合交付金事業)は2億円であります。財源内訳といたしましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金1億1,880万円と、市債として道路橋梁長寿命化対策事業債6,680万円を充当しております。

事業は橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先順位を決め実施することとしており、平成31年度は大曲地域の大曲こ線橋、協和地域の上ノ山橋、合貝こ線橋の補修設計と、大曲地域の伊豆見橋と協和地域の上荒川橋の補修工事、並びに268橋の定期点検を実施するものです。

今後の方向性としましては、橋梁点検車を必要としない橋長5メートル以下の橋梁については、職員の技術向上を図り、直営による点検を実施してまいりたいと考えております。

次に、事業説明書7-9ページをお開き願います。

8目1事業・2事業、交通安全施設整備費(単独及び債務負担行為分)は4,293万5千円であります。財源の内訳であります。単独分といたしまして74万8千円の減、債務負担分は同額であり、合わせて74万8千円の減となります。

交通安全施設整備費につきましては、これまで道路河川課が実施する区画線の設置と、環境交通安全課が実施する通学路グリーンベルト設置事業がありましたが、グリーンベルトの新設が一通り完了したことから、定期的な引き直しが主になりますので、両事業を統合して、安全確保の面で効果促進を図るものとしております。また、各地域ごとに発注していた区画線設置について債務負担行為を設定し、道路河川課で一括発注することにより、早期発注・早期完成を図ってまいります。

主な内容は下段の表に記載しておりますが、区画線及びグリーンベルト更新を行うための工事請負費として、通常分・債務負担分合わせて3,900万円のほか、転落防止柵や防犯灯、カーブミラーの設置費等を計上しております。

続きまして、事業説明書7-10をお開き願います。

8目6事業、通学路歩道整備事業費(社会資本整備総合交付金事業)は3,038万2千円あります。財源内訳につきましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金1,804万7千円、市債として道路整備事業債1,190万円を充当しております。

この事業は、これまで実施してきた通学路緊急合同点検や通学路安全パトロールの結果を踏まえ、安全・安心な通学路を確保するために通学路の整備等を行うものであります。

国の予算編成方針においても、通学路整備事業は重点配分施策事業に位置付けられており、市としても、継続事業の早期完成を目指してまいりたいと考えております。31年度は、継続して実施してきた大町通線、久保関古館線、高野中山線の歩道整備工事について実施し、早期の完成を目指してまいりたいと考えております。また、平成29年度より開始している大曲地域の大町通線については、引き続き、通行する車両の速度低下対策としてグリーンベルトの設置や路面表示などによる視覚的狭窄の設置を実施し、通学路の安全対策に取り組んでまいります。

附属資料の17ページから19ページの通学路整備には、それぞれ施工箇所を示した位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

次に、事業説明書7-15をお願いいたします。

8款4項2目15事業、岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業は1,817万6千円を計上しております。

国の雄物川中流部改修に伴う協和地域、岩瀬・湯野沢地区の移転対象34戸のうち、11戸が市で造成する宅地に集団移転するのものです。現在造成工事を行っており、この後、道路、集落排水、簡易水道を行う必要があることから、今回、業務委託費の予算をお願いし、工事費については業務委託の成果を踏まえ、今後、補正での対応をお願いするものであります。

附属資料につきましては、23ページに位置図を示しておりますので、ご参照お願いしたいと思います。

次に、事業説明書7-18をお願いいたします。

9款1項4目11事業、水害対策費は1,941万1千円を計上しております。

事業の目的は、大雨時における市内全域の内水排除機能強化と、浸水被害が危惧される地域について、非常時緊急避難路整備等により、市民生活の安全・安心を確保するものであります。

31年度の事業概要としては、大曲地域の大曲丸子町の排水機場護岸設置工事と、西仙北地域のト鶴集落の緊急避難路を整備するものと、仙北地域の戸地谷の排水機場改修工事を行うものであります。

附属資料につきましては、最後の方になりますが24ページから26ページに、それぞれの施工箇所を示した位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算のうち、道路河川課所管分につきまして、事業説明書に基づきご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 全般的なことに係るかもしれませんが、先ほど説明の中で、何年前だっけな、全市的な基準設けて、優先順位を付けて実施していくというような話で進めてきていると思いますが、それで選定さ、今回の実施する予算に上がってきている路線を選定していると思いますが、それについてちょっと、その選定した根拠について、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それが一つと、それから、通学路歩道整備事業、1,200万の減額というふうになってますが、私、この事業というのは、やはり優先的にやらねば駄目なんでねえかなというふうに、私、思います。その前の7-7ページとか、ここでかなり増額して事業やっていますが、むしろ、この歩道の方さ力を入れて、こう進めていくべきではないかなというふうに思いますが、そこら辺の考え方もひとつ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） まずは道路の優先順位につきましては、大仙市の道路整備に関する指針を策定しており、その指針に則って点数を付けて優先順位を決めております。ただ、ちょっとこれは言い訳になるかもしれませんが、災害復旧事業を今、優先しているということもありまして、なかなか増額には至っていないというのが現状にあります。また、通学路についてももっと進めていきたいんですけども、29・30・31年度と災害復旧を優先させるということから、少し絞ったかたちになっていると思います。32年度以降につきましては、増額を考えてまいりたいと思っております。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） そうすれば、7-6とか7-7の社会資本整備総合交付金事業なんかは、いわゆる災害関連があって、まず優先でやらねば駄目だっというようなことで、こういう予算措置になっているというようなことでしょうか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 社会資本整備総合交付金につきましては、要求に対しての配分がございますので、なかなか要求どおり満額は付かないという現状がありますので、今後は単独分を増やすなどの対策をとって、充実を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） そういうなかなか、配分が少ないという、この間の中でも四十何パーセントという話ありましたけれども、それを言うならば通学路だって全く同じくて、これくらいの、例えば申請してやれば、これに対しての四十何パーセントという、例えばですよ、回答来たら、予算上げたやつの半分もできないというようなことになるんじゃないんでしょうか。

- 委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） これまでの経緯を踏まえて、要求額に対して何パーセントということなので、要求を増額するとか、そういうふうなかたち。あとは国への要望活動を強めていくというような方法があるかと思います。
- 委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤育夫） ということは、へばまず、通学路を優先的にとかっていうことではなしに、総合的に考えて、まずやっているという、災害のことを優先しねばねえとかという話だすども、ちょっと先たの社会資本整備総合交付金事業については交付率が悪いので、こういう額を上げているということなんでという判断、答弁だったですかね。
- 委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） 31年度予算についてはこういうような要求にしております。32年度以降については、少し膨らませた要求をしていきかないなと思って考えております。
- 委員（佐藤育夫） ということは、配分率を考えた要求しているということですか。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） はい、そうです。
- 委員長（石塚 柏） 佐藤委員、よろしいですか、はい。はい、橋本委員。
- 委員（橋本五郎） 参考まで、佐藤課長さん。この道路維持管理費の中で、3地域で臨時職員方が一生懸命頑張っておられるわけですけれども、この3地域の臨時職員方のやっているキロ数で、業者にやった場合、どの程度の金が。直営との違いを、ちょっと私、聴きたくてすよ。
- 委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） 当然、業者に発注した場合は諸経費が掛かってくるので、その分がまるっきり直営だと掛からないということになりますので、ほぼ直接工事費で対応できるというふうに考えております。
- 委員（橋本五郎） へば、その諸経費は今までどの程度、30年度までやって、なんだっけ、29からだっけ。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） 3地区でやったのは30年度からです。
- 委員（橋本五郎） そうすれば、その諸経費というのは端的に計算へば、なんぼぐれい掛かるもんだげ。いい、大まかでいい、大まかでいい。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） 通常、今、諸経費率が大分上がってきておりますので、7割から8割ぐらいの経費になりますので、その分は安く、軽減できるというふうに考えてます。
- 委員（橋本五郎） はい、分かりました。
- 委員長（石塚 柏） はい、ほかにございせんか。はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） 橋りょうの長寿命化対策のところなんですけれども、この事業の中身の話というよりは、この管理橋梁のところなんですけれども、こ線橋と歩道橋の補修は委託というふうに書いていて、費用が掛かり増しになりますよというふうにありますけれども、普通というか、逆に考えれば、例えば特に高速道路なんかの場合、今まであった道路が分断されたことによって歩道橋できたことだと思うんで、むしろNEXCOさんのほうから、なんというか、管理費みたいなものをもらえるような気がするんですけれども、これ委託することによって逆に掛かり増しになるというのは、どういう意味なのですかね。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 高速道路ができるときに、当然、市道の補償として橋を架けるわけなんですけれども、それは造るのは高速道路の方で造りますが、造った後、市の方に移管するんですね。ですので、管理については、もうそれ以降は全て市の方で対応するということになります。それから、高速道路及びJRに架かっている橋につきましては全て委託となります。そうすると、はっきり言って、JR・NEXCOの言い値になってしまうんですね。そうなので、やっぱり割高になるケースがあるという、そういうことになります。

○委員（後藤 健） なるほど、言い値という意味なんだすな。まず、それはね、まず、担当の課ではまずなんともできないということなのかもしれねえ。これちょっとね、どうなんですかねえ。

すいません、それともう一つなんですけれども、これも事業にどうこうというわけではないんですけれども、水害対策の一ト鶴のところ、用地買収と分筆登記ということで、用地買収はこれ、集落の人の要望があったことなんで、用地買収は問題ないんでしょうけれども、分筆、所有権移転も当然することになると思うんですけれども、その辺、登記の見込みってなんたもんですかねと。例えば相続なんか難しい人いるとか、そういったような情報があるもんですかね。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） この一ト鶴集落につきましては、分筆登記については支障はないというふうに伺っております。

○委員（後藤 健） 全部。所有権移転も。

○道路河川課長（佐藤勇孝） はい、はい。

○委員長（石塚 柏） ほかに。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育夫） 道路に関連する、ちょっと離れるかもしれ…、んで、道路に関連しますのであれですが、JRの踏切なんですけど、よく道路の整備とともに踏切も拡げてくれとかっていう要望も来たりするんですけど、今、その状況はどのようになっているか。JRの対応はなんとなってるか、ちょっと教えていただけます

か。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 市道の拡幅に伴う踏切の拡幅については、現在、私のところにはそういった話は来てませんで、JRの方からちょっと伺った話を聞くと、田沢湖線の踏切については今後、ほとんど手をかけることはないだろうというふう

に話は聞いてます。そういう状況です。

○委員（佐藤育夫） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。なければ…、

○委員（佐藤育夫） すいません。もう一回。

○委員長（石塚 柏） はい。

○委員（佐藤育夫） そういうことを経て、せば、ほ場整備がらみで、例えば結構、中仙地域にも踏切、田沢湖線あるんですけれども、要望来た場合の対応というのは市の方ではなんとふうに。いわゆる市道になっているんですよね。その対応というのはどのようにすることになるんですか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） そういう場所が出てきた場合には、要望を受けて、JRの方に協議に伺うことになろうかと思えます。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

.....

○委員長（石塚 柏） 次に用地対策課所管の説明を求めます。伊藤用地対策課長。

○用地対策課長（伊藤滋泰） 続きまして、用地対策課関係の平成31年度当初予算について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー3の予算書89ページをお願いします。それから、説明につきましては事業説明書で説明させていただきます。説明資料の7-1ページをお願いします。

6款1項9目10・11事業の国土調査事業費(補助分・単独分)であります。

この予算については、地籍調査事業を継続して実施する協和・西仙北・太田の3地域の予算内容であります。31年度の当初予算額が補助分1,540万円、単独分613万5千円、合わせまして2,153万5千円であります。30年度予算額が補助分0円、単独分470万7千円、合わせまして470万7千円であります。補助分・単独分合わせまして1,682万8千円の増であります。この増の要因は、国の補正予算対応によるものであります。財源内訳につきましては、県支出金が1,15

5万円、一般財源が998万5千円となっております。

事業の目的及び目標、また、実績と成果につきましては、事業説明書に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

問題と課題についてでありますけれども、未実施地域と休止地域の事業着手の検討と過年度の成果の法務局への送付の遅延、さらには最近ですけれども、公共事業がらみの修正業務が増えておりまして、それらが問題、課題となっております。

今後の方向性と31年度事業の概要につきましては、補助分・単独分を区分して表に掲載しておりますが、補助分については西仙北・協和地域の2年目の工程である内部作業の業務委託料であり、それぞれ80万円ずつであります。また、太田地域につきましては国の補正予算対応ができなかったことから、全ての工程分を挙げております。事業概要は太田町国見の一部を実施予定としておりまして、調査筆数が590筆、調査面積が0.17平方キロメートル、約17町歩、事業費は1,380万円であります。補助分3地域合わせまして1,540万円となっております。単独分についての613万5千円でありますけれども、主に地籍調査支援システムの保守管理業務、あとリース料並びに過年度成果の修正業務委託料であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（石塚 柏） はい。当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい。なければ、質疑を終結いたします。

○委員長（石塚 柏） 次に、都市管理課所管の説明を求めます。今都市管理課長。

○都市管理課長（今 和則） それでは議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算のうち、都市管理課所管分について、ご説明申し上げます。

事業説明書の7-7ページ、それから附属資料の16ページ、予算書は98ページとなります。事業説明書の7-7ページ、それから附属資料の16ページで説明させていただきますので、お聞き願います。

8款2項4目40事業、道路改良事業費(社会資本整備総合交付金事業)についてであります。

予算額は8,482万4千円、うち都市管理課所管分は7,398万6千円であります。財源内訳は、国庫支出金として社会資本整備総合交付金3,511万2千円のうち、都市管理課所管分は2,926万円、市債として4,710万円のうち、都市管理課所管分は4,240万円を充当する予定であります。

大曲大町地区都市再生整備計画の基幹事業として実施する(仮称)はなびの小路整備事業は、大曲駅から花火伝統文化継承資料館「はなび・アム」までのアクセス向上に加え、中心市街地の回遊性を促進するため、丸子川左岸の堤防歩道を整備するもので、年度内の事業完了を目指すものであります。工事の内容は、一級河川 丸子川左岸の館の橋から丸子橋までの歩道を整備するもので、延長227メートルにわたり、歩道の路面をカラー舗装にして「花火のデザイン」などを施すほか、防護柵改修を312メートル、照明灯改修を4基行うものであります。歩道に設置する防護柵と一体になった展示パネルには、花火のレプリカ資料、それから児童などから募集した花火を題材とした絵画を展示することなど、歩道自体を「はなび・アム」と連動した「まちなかアート」として活用するとともに、「花火のまち大仙」の雰囲気醸成する取り組みを他の関係部局と連携して行ってまいります。また、整備後は、歩道と丸子川親水エリアを一体的な空間として計画的な維持管理を行い、安全で快適な歩行者空間を確保してまいりたいと考えております。

次に、事業説明書7-11ページ、それからA3横判の資料、都市-1の2ページ、予算書は99ページとなります。事業説明書の7-11ページと都市-1の2ページで説明しますので、併せてお開き願います。

8款3項1目13事業、駐車場管理運営費の予算額は571万6千円であります。

駐車場管理運営につきましては、これまで、中心市街地の活性化と交流人口の拡大を図るため、JR大曲駅及び大曲南街区周辺の駐車場の整備を進めるとともに、指定管理者制度を導入して一体管理するなど、効率的な管理運営に努めております。

大曲ヒカリオ駐車場と大曲駅東駐車場の利用状況は、利用台数が年々増加傾向にあり、特に、大曲駅東駐車場は、新幹線利用者等でニーズが高まり、駐車台数のスペースが不足してきていることから、駐車場を拡張する必要性が生じております。

こうした駐車場の利用状況に応じた収容台数の確保を図るため、新規事業として、大曲駅東駐車場の拡張整備を実施して、早期の供用開始を図りたいと考えております。駐車場拡張計画は、現在、利用されていないロータリー内のスペースの一部を活用しまして駐車場を拡張するもので、収容台数を現在の84台から56台程度の増設を図り、約140台程度とするものであります。整備のスケジュールは、平成31年度に測量設計と拡張工事を行い、平成32年度の供用開始を目指したいと考えており、平成31年度当初予算としまして、駐車場拡張に係る測量業務委託料50万円を計上させていただいております。工事請負費の予算につきましては、測量・設計後に積算して、関係機関と所要の手続きを経た上で計上する必要があることから、平成31年9月以降の議会に補正予算として上程させていただきたいと考えております。また、大曲駅東駐車場の拡張工事と併せて、新幹線利用者等の長時間利用者の需要に対応するため、駐車場料金の見直しを行いたいと考えております。

料金改定に係る条例改正案につきましては、工事請負費の補正予算と併せて上程させていただきたいと考えておりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、事業説明書 7-16 ページと予算書は 100 ページとなります。事業説明書の 7-16 ページをお開き願います。

8 款 7 項 1 目 10 事業、公園維持管理費であります。

予算額は、8 地域合わせて 7,537 万 4 千円であります。その他の財源として公園使用料など 417 万 6 千円を充当しております。

公園利用者の安全・安心を確保するため、適正な維持管理に努めて、公園施設に起因する事故発生件数ゼロを目指しております。

平成 31 年度より、河川公園管理費を公園維持管理費に事業統合することにより、公園管理に係る事業の一元化及び事務の効率化を図るとともに、公園維持管理直営班(臨時職員)を 2 名から 3 名に増員して、民間委託していた草刈等の維持管理業務の直営化を進めまして、住民要望等に迅速に対応できる体制にしていきたいと思いますと考えております。これまで必要最小限のコストで公園の維持管理を行ってきておりますが、平成 31 年度も引き続き、経費の削減に努めながら、公園遊具に起因する事故を未然に防止するため、専門業者による判定結果に基づき優先順位を定め、経年劣化した遊具等の修繕及び撤去等を重点的に進めてまいります。平成 31 年度の主な新規事業としましては、大曲地域のほか 5 地域の公園遊具やトイレなどの修繕及び解体撤去工事を予定しております。

次に、事業説明書の 7-17 ページをお開き願います。予算書は 101 ページとなります。

8 款 7 項 4 目 10 事業、市民ゴルフ場管理運営費であります。

予算額は 4,663 万 6 千円あります。その他の財源として市民ゴルフ場使用料の 3,833 万 4 千円を充当しております。

事業目的は、雄物川河川緑地をゴルフ場として運営しまして、ゴルフを通じて市民の健康増進を図るとともに、利用者が安全かつ快適にプレーできるよう適切な施設維持管理を行うものであります。また、利用者の安定確保に努めるとともに、同ゴルフ場の管理運営を委託する株式会社 大曲スポーツセンターの持続的な経営について努力を促しております。

平成 30 年度は、5 月の大雨により河川が増水しまして、ゴルフ場が冠水被害を受けたことから 5 日間クローズしておりますが、順調に営業することができたと考えております。利用者数及び使用料収入につきましても、概ね平年並みに推移しております。

事業の課題としましては、ゴルフ場の管理運営は利用者の嗜好性や天候に影響さ

れることから、利用者のニーズやほかのゴルフ場の運営状況等も注視しながら、利用者が快適にプレーできる環境づくりに努める必要があると考えております。また、ゴルフ場が開場してから35年が経過して、機械設備等の経年劣化が進んでいることから、計画的に機械設備等の更新を行いながら管理運営していく必要があります。

こうした課題に対応するため、平成31年度はゴルフ場の管理業務委託料4,023万4千円のほか、経年劣化等により支障が生じておりますトラクター1台と乗用カート2台を更新したいと考えており、その購入費として合わせまして640万2千円を計上させていただいております。今後も引き続き、クオリティの高いコースづくりに努めるとともに、将来的には使用料収入のみをもってゴルフ場の管理運営ができる体制づくりを目指してまいります。

以上、議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算のうち、都市管理課所管分の主な事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい。当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） 駅東の駐車場管理、今度新しく造るというけれども、あそこのすよ、市道駅東線の隣にある、一時停止あるすな。停止。あそこのすよ、あと一時停止の標識あって、小さいわけでないけども、ちょっとあそこで、しこた捕まってる人いるすおな。苦情来るわけよ。警察があっこさ就いてるんだな。何十人ているらしい。それで捕まるということは、一時停止しないから捕まるというか、それは違反しているかしれねえども、ちょっとここの場所見れば、一時停止の場合、何回も私も行っているけれども、ちょっと手前の、ずっとね、手前の方なんだよな。やっぱり車を運転する人はスーと行って、ぶつからないけれども、それを越えてからこう見るんだな。だから結局、あと法と、市の関係課、管理委員会でも関係もあるんだけども、一時停止の標識をね、ちょっと大きくするか分かりやすくしてければ、やっぱり運転する人も気を付けると思うけれども、ちょっとずっと奥の方、八嶋木材の方でパトカーがいて、あっこで見てるんだな。俺も何回も確認したどもすよ。「いや、あれだな」と思ったりね。それでやっぱり、一時停止の白線の、線の前に出れば、「止まらなかった」ということで捕まえてるらしいんだよ。そこら辺、本当にいいか悪いか、こっちで悪いのかよく分からないけれども、そうするとすれば、市の方では、まさかその歩道は管理あれだから、あと一時停止標識でも、まず分かりやすい、分かるけども、分かりやすい、今あれ、蛍光灯みたいな一時停止もあるでしょ、大きい停止。それにやってもらいたい要望も出ていますので、よく見て、そこへ付けてもらいたいと、そういうことだす。やっぱりうわさ話で、何十人て、

やっぱりお世話なってる人いるど。そういうことです。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 交差点の一時停止の標識についてですけれども、今現在、ロータリーの形状の見直しと併せまして、交差点協議を県の公安委員会の方と事前協議しております。それで今後、詳細な協議をする中で、今の言った要望について要望してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（石塚 柏） ほかに。佐藤委員。

○委員（佐藤育男） すいません。今の、関連したことなんですが、私どもも環状交差点、視察に行ってきましたけども、駐車場の台数増やすということは一番の目的だかもしれないすども、いわゆる通行、環状交差点というのは、機能を持たせるように、安全面さもちょっと配慮しながら進めていただければなというふうに思いますので、なんとかよろしくをお願いします。

○委員長（石塚 柏） なければ質疑を…、はい、はい。

○委員（後藤 健） はなびの小路なんですけれども、都市管理課では事業課ということだと思っんですけれども、さっき佐藤委員からもありましたけれども、5,700万増額の8,400万ということで、担当の課がもしかすれば違うかもしれないですけれども、この事業の評価というのはどういったかたちでするのか、もし分かれば。例えば歩く人の数ですとか、そういったところですよ。この事業の評価の方法といいますか、その辺教えていただければ。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） はなびの小路の事業ですけれども、総合政策課の方が、大曲大町地区の都市再生整備計画を策定しております、その基幹事業の一つとしてはなびの小路整備事業を実施することとしております。この評価につきましてはそちらの方の、総合政策課の方の事業の方で計画の成果ということで評価されることと考えております。

○委員長（石塚 柏） はい、よろしいでしょうか。はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） 今の点はいいんですけれども、もう一点いいですかね、じゃあ。公園維持管理費のところなんですけれども、余目公園、トイレ解体というふうになってますけれども、これ当然、地元の理解は得られていることだと思っんですけれども、その辺の状況を教えていただければ。

○委員長（石塚 柏） はい、今課長。

○都市管理課長（今 和則） 余目公園のトイレの解体につきましては、老朽化が激しいと。なので利用されていないということで、地元の方から撤去の要望がありまして、それに應えるかたちで撤去するものがございます。

○委員（後藤 健） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

次に、建築住宅課所管の…、

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） それでは審査中ではありますけれども、この際、昼食のため
暫時休憩をいたします。お疲れさんでした。

（ 午後 0 時 0 1 分 休 憩 ）

（ 午後 0 時 5 9 分 再 開 ）

○委員長（石塚 柏） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、都市管理課所管の中身に関しまして発言の申し出がござい
ますので、これを許します。今都市管理課長。

○都市管理課長（今 和則） 議案第 1 9 号、大仙市公園条例の一部を改正する条例
の制定について、説明の中で一部誤りがありましたので、訂正をよろしくお願
いいたします。消費税及び地方消費税の税率の合わせて 1 0 パーセント引き
上げる期日、それから条例の施行期日を、それぞれ平成 3 1 年 1 1 月 1 日と
説明しておりましたが、これを平成 3 1 年 1 0 月 1 日に訂正させていただきます
ので、よろしくお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

○委員長（石塚 柏） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） それでは次に、建築住宅課所管の説明を求めます。讚岐建築
住宅課長。

○建築住宅課長（讚岐敬司） 引続きまして議案第 4 4 号、平成 3 1 年度大仙市一般
会計予算のうち、建築住宅課所管分の主なものについて、ご説明いたします。

資料ナンバー 3 のこちらの予算書の方では 9 9 ページと 1 0 0 ページに記載して
おりますけれども、事業説明書でご説明いたします。

はじめに、市営住宅維持管理費についてであります。事業説明書の方では 7 -
1 2 ページになっております。どうぞお開き願います。

予算額は 3, 5 2 8 万 3 千円で、前年度と比較しまして 1 8 万 8 千円の減額であり
ます。財源内訳は、その他で市営住宅使用料等を充当しております。

この事業は市営住宅の入居者が安全・安心で快適に過ごせるよう、建物、設備等
を適切に維持管理することを目的としており、市営住宅の入居率 1 0 0 パーセント

を目標としております。

これまでの実績と成果は事業説明書中段2のところに記載しておりますが、市営住宅の入居率は概ね93パーセントで、ほぼ目標を達成しております。また、家賃収入も確保することができております。

事業説明書の4の市営住宅の概況についてであります。大仙市全体では仙北地域を除く7地域で19団地133棟579戸を管理しており、入居者の日常生活に支障を来すことのないよう、適切な維持管理に努めております。事業説明書の下段には各地域別の予算額を記載しておりますが、主な修繕工事等の内容につきましては、建設部の主な事業の説明書、こちらの附属資料になりますけれども、20ページに各地域ごとに主な内容を記載ございます。後でご覧になっていただければと思っております。

次に、事業説明書の7-13ページをご覧ください。

住宅リフォーム支援事業費についてであります。

予算額は5,008万7千円で、前年度と比較しまして1千万円の減額であります。財源内訳は一般財源となっております。

この事業は平成21年度から実施しており、今年度で10年目を迎えております。この間、補助対象工事に克雪対策工事や子育て世帯改修工事を加えるなど、市民ニーズに対応して事業を進めてまいりましたが、平成31年度は、これまで以上に子育て支援の充実を図りたいと考えております。

そこで、来年度の補助内容の変更についてご説明したいと思いますので、同じく建設部の主な事業の説明書の21ページ、先ほどのページの隣、21ページをご覧ください。

まず、①来年度の目標申請件数についてであります。申請件数が前年度と比べて減少傾向にあることから、平成31年度は380件を見込んでおります。

次に、②来年度の改正(案)につきましては、環境対策等工事の補助上限額を20万円から15万円に引き下げます。その一方で、子育て世帯にあっては、補助上限額の30万円には変更がありませんけれども、18歳未満の子どもの数を3人以上から2人以上に要件を緩和するとともに、補助率を15パーセントから20パーセントに引き上げます。また、子育て世帯が実施する克雪対策工事、または耐震化工事についても同様に補助率を引き上げます。以上のように、来年度は子育て支援を強化した事業を実施してまいりたいと考えております。

右の上の方ですけれども、③子育て世帯改修工事の対象者は、平成28年度から平成30年度の実績から来年度は35件を見込んでおります。

また、④にはリフォーム工事に対する市の補助金に関する市民による個別事業評価の結果を載せておりますが、約8割の方が継続実施を望んでいる結果となっております。

ります。

次に最後になりますけれども、事業説明書の7-14ページをお開き願います。地域住宅整備事業費についてであります。

予算額は1,003万6千円で、前年度と比較しまして476万4千円の減額であります。財源内訳は国庫支出金373万7千円、市債620万円、一般財源は9万9千円となっております。

この事業は、安全で快適な住まいを長期的に確保するため、予防保全的な観点から計画的に整備または改善を実施し、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的に、市営住宅の耐用年数が鉄筋コンクリート造などの非木造住宅にあっては70年、木造にあっては30年を経過するまで供用できるように整備することを目標としております。

これまでの実績と成果は事業説明書の中段2に記載しておりますが、大仙市公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して、各市営住宅を計画的に整備しております。

平成31年度の整備事業は、船場町市営住宅4号棟の屋上防水改修工事を予定しております。工事内容は、また同じく建設部の主な事業の説明書の附属資料の22ページ、裏のページになっております。22ページとなっております。

この市営住宅は、所在が大曲地域の船場町2丁目で、平成元年に建設された鉄筋コンクリート造3階建1棟12戸で構成されており、今年度で30年が経過しております。平成27年度頃から雨どい周りから雨漏りが見られるようになり、その都度修繕して維持してきましたけれども、経年劣化が進行しており、屋上砂利敷きアスファルト防水375平方メートルをシート防水に全面更新するものです。更新する防水シートは通常10年間の保証期間となっておりますが、長寿命型の高耐久塩ビ樹脂系シートを使用することで15年間の保証期間とするものです。

以上、議案第44号、平成31年度大仙市一般会予算のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方、お願いをいたします。

はい、佐藤育男委員。

○委員（佐藤育男） すいません、今の説明、7-12と7-14。どちらも市営住宅に関する事なんですが、この事業の違いってちょっと教えてもらえますか。

○委員長（石塚 柏） はい。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 7-12の方は社会資本整備総合交付金を活用できない、いわゆる維持修繕・・・、両方とも維持修繕なんですけれども、交付要綱の要件

に当たらないのが維持管理費の方でございます。それで7-14ページの方につきましては、社会資本整備総合交付金がもらえる要件の工事内容ということでございます。

○委員（佐藤育男） はい、分かりました。それでこれはそういう違いはありますけれども、会計、会計というか、事業としては一緒にはできない性質のものなんですか。

○委員長（石塚 柏） はい。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 結局、補助対象外になっちゃいますので…。

○委員（佐藤育男） 一つの事業の中で、これは補助対象、これは補助対象外と違って、事業の中で分けしてやるっていうことはできないわけですか。あくまでもその補助対象で、こう分けしているということ。

○建築住宅課長（讃岐敬司） はいはい、そうです。市単分と補助分という。

○委員（佐藤育男） はい、了解。分かりました。

○委員長（石塚 柏） よろしいですか。

○委員（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

○委員長（石塚 柏） ほかにございませんか。はい、佐藤芳雄委員。

○委員（佐藤芳雄） 市営住宅のね、入居率93パーセントとなっておりますけども、入っている人の、入る人の条件がありますよね。その入っている人の条件がね、どういう、私、見た訳じゃないけれども、入る条件が合っていない人が入居しているという噂というか、話があるんですよ。それ本当かどうか、私、直接調査するわけじゃないけれども。市役所に、市に出したときはやっぱりそのとおりでと思うけれども、その後の、入居したとこのその後も、できればいろいろ調査するというすかね、確認してもらいたいなというのがございます。いろいろ苦情が来ます。分かる、まあ、いらないこと言わないけれども、それなりに。だから、そこら辺もやはり、入るときはやっぱりそれなりに条件が満たしているから、入居していると思いますけれども、その半年後とか1年後には、これおかしいなというのがあるはずで…、あるから言ってくるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺も調査してください。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 私どものところには、あまりそういったことがまずこう聞こえてきていないのが、まず現状となっております。ただし、市営住宅に入りますと1年に1回、収入を申告してもらわなければならないわけですが、そのときに住民票を添付してもらってございまして、勝手に同居したりとか、勝手に出て行ったりとかということは多分ないはずというふうに今、思っております。例えば、ちょっと遊びに来て長く泊まっていたとか、多分そういうじゃないのかなというふうに思ったりもす

るんですが、いずれにせよ、1年に1回、確実に調査してございます。

○委員（佐藤芳雄） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 住宅リフォーム支援事業なんですけれども、29年から予算の打ち切りを行っていないということで書かれています。これは今後も、打ち切りを行わないということでよろしいですか。

○委員長（石塚 柏） はい。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 少なくとも31年度は、打ち切りを行わないということになってございます。

○委員（古谷武美） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これで議案第44号のうち、建設部関係予算についての質疑を終了いたします。
なお、本件に関する討論及び採決は、災害復旧事務所関係の審査終了後に行います。

以上で、建設部関係の審査を終了いたします

職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

（ 午後1時15分 休 憩 ）

（ 午後1時17分 再 開 ）

○委員長（石塚 柏） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

審査に入る前に、ご挨拶をお願いいたします。進藤災害復旧事務所長。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） それではあらためまして、本会議会期中のお忙しい中、委員会を開催いただき、ありがとうございます。

災害復旧事業につきまして先日の市政報告にもありましたが、3月7日、今日現在になりますが、災害復旧事務所が所管しております国並び県の補助事業として採択された被災全188カ所のうち、発注は184カ所、約17億5千万円、率にして83パーセントであります。

また、同じく7日現在135カ所が完成し、うち農地及び治山事業は全て完了、農業施設につきましても被害が甚大でありました中村揚水機場の1カ所を残すのみとなっており、早期復旧を目指し、作業を進めているところであります。

国・県の災害関連事業と競合している関係で入札不調も多く発生している中、やや遅延状況にあります。これまでに予定していた箇所は全て契約に至っております。残る被災箇所につきましても準備が整い次第、順次、業務の実施に向け、努めてまいります。

さて、本日ご審議いただきます復旧課の案件であります。公共土木施設につきましては、昨年8月5日の豪雨により被災し、昨年末、国の査定を受け、補助事業として採択いただきました協和地域の旧荒川鉦山に通じる市道など2路線における補正、並び林道施設は、同じく協和地域の奥山川を横過する沢内水沢線1号橋の補修に要する当初予算などがあります。

いずれの被災箇所につきましても、使用する市民の皆様に多大なご不便おかけしていることから、早期復旧に向けた予算をお願いするものであります。

なお、この後、担当より予算内容をご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

○委員長（石塚 柏） それでは、災害復旧事務所関係の審査に入ります。

議案第36号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第8号)のうち、災害復旧事務所関係の予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。小松災害復旧事務所副所長兼復旧課長。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長（小松春一） それでは議案第36号、平成30年度一般会計補正予算(第8号)のうち、災害復旧事務所が所管いたします災害復旧事業につきまして、ご説明を申し上げます。

資料はナンバー2、補正予算書の24ページ、事業説明書は14ページからになります。

はじめに、11款 災害復旧費、1項 公共土木施設災害復旧費、1目 道路橋りょう災害復旧費、10事業 道路橋りょう梁災害復旧費(単独分)についてであります。

協和地域の市道施設である滝の前橋は、橋桁及び右岸橋台が被災転倒したもので、昨年度、復旧工事を実施し、右岸橋台と護岸工、桁の製作までは完成しておりますが、その後の追跡調査によりまして、被災していない左岸側橋台、これは橋座らしきものはあるものの、正規の橋台が存在しないということが判明いたしました。これらのことから、橋梁としての安全性を確保するため、橋台の新設工事費の補正をお願いするものであります。

内訳であります。橋台工及び関連する護岸工、仮設道路工を含む工事請負費 1,500万円を補正し、補正後の総額を5,771万4千円とするものであります。財

源内訳といたしまして、市債1,500万円の充当を予定しております。

参考といたしまして、お手元に配付いたしておりますA3横判の資料、復旧-1をご覧ください。

1 ページ目は被災箇所の位置図。

2 ページ目・3 ページ目は被災状況を記載した写真となります。

4 ページ目ではありますが、これが今、お話申し上げました左岸橋台の調査関係を記載した資料になっております。それぞれ図面・写真等がちょっと小さくて見づらくて申し訳ございませんが、一番下側の写真関係、これが道路側と言いますか、左岸側の橋台があるであろうという部分を追跡調査したものでありまして、ご覧のとおり、積みブロックの上に橋座らしきものはありますけれども、下側真ん中ほどに「拡大写真」というのがありまして、これはその橋座の裏側までちょっと掘って確認した状況になっております。その結果、橋台そのものの存在がなかったという結果になっております。これ国・県とも今協議中でありまして、一体的に整備しなければいけないということで、急遽、左岸橋台の追加の補正をお願いするものであります。

5 ページ目ではありますが、これが左岸側橋台を含めた、特に右側の上の図面になりますけれども、完成済みの右岸橋台と同様の逆転型、これを新設したいというふうに考えております。橋台の工法検討について記載しております。(説明)

このことに関連しまして、併せて繰越明許費の設定をお願いするものであります。

補正予算書の6ページ、第3表でありますけれども、11款 災害復旧費、1項 公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業費(単独分)は、補正前の予算残額28万7千円を合計いたしました1,528万7千円を繰り越ししようとするものであります。

次に、事業説明書は15ページになります。

11事業 道路橋梁災害復旧費(補助分)は、昨年8月に再度被災いたしました協和地域の大盛・荒川鉦山線の復旧に要する費用の補正をお願いするものであります。

内訳ではありますが、擁壁工を実施する工事請負費990万円を補正し、補正後の総額を2億5,570万7千円とするものであります。財源内訳といたしまして、国庫支出金660万3千円、市債320万円の充当を予定しております。

これも参考といたしまして、先ほどのA3判の復旧-1をご覧ください。

6 ページ目は被災箇所の位置図になります。

7・8 ページは被災状況を記載した写真等になっております。これは、特に8ページ目をご覧くださいんですが、8ページ目の左下が、一旦29被災分として復旧が完了していた部分であります。これが昨年の8月の雨で再度被災して、真ん中の写真のようにずり落ちてしまったという状況になっております。それで、これを受

けまして再度査定を受けまして、今度は従前の復旧工法の積みブロック工法から、右側の図面になります。補強土壁工に工法を切り替えまして査定を受けましたところ、これが認められたということになっております。

これにつきましても、繰越明許費の設定をお願いしております。

補正予算書の6ページ、第3表にお戻り願います。

先ほどのすぐ下段になりますが、道路橋りょう災害復旧事業費(補助分)は、今後発注予定である、地滑り災害を含む17カ所の平成30年度の国費配分分を合わせまして2億285万1千円を繰り越ししようとするものであります。関連しまして同じく、さらに下段の河川災害復旧事業費(補助分)につきましても、今後1カ所分について発注予定の、平成30年度の国費配分分694万円を繰り越ししようとするものであります。

次に、事業説明書は16ページになりますが、2項 農林水産施設災害復旧事業費、2目 林業施設災害復旧費、11事業 林業施設災害復旧事業費(補助分)は、平成29年に被災した林道、峰吉川線3カ所のうち2カ所におきまして、昨年施工中に数度にわたり増破をしております。このことから、県・国との協議の結果、現在までの工事を仮復旧として精算し、工法を変更して対応することになりましたことから、復旧に要する経費の補正をお願いするものであります。

補正の内訳であります。2カ所分ののり面保護工等の工事請負費1,707万5千円を補正し、補正後の額を6,657万1千円とするものであります。財源内訳といたしまして、県支出金1,628万8千円、市債は70万円の充当を予定しております。

これにつきましても同じく、繰越明許費の設定をお願いしております。

補正予算書の6ページにお戻り願います。

この表の最下段になりますが、林業施設災害復旧事業費(補助分)は、今後発注予定である沢内水沢橋を含む30年発生災害3カ所分を合わせて、補正後の額と同額を繰り越ししようとするものであります。

これにつきましても、参考資料は復旧-1の横長の図面をご覧ください。

10ページは被災箇所的位置図になります。峰吉川線3カ所のうち、2号・3号箇所、赤く示したところが増破して、補正をお願いする箇所になります。

11、12ページは変更しようとする復旧概要を記載しております。

11ページ目は、2号箇所の増破状況の写真を記載しております。下の写真、左側から被災を受けた直後。真ん中が工事施工途中の切土が完成した部分。この後に、大雨による増破を受けまして、一番右側になりますが、ちょっと分かりづらいと思いますが、被災箇所の真ん中ほどが新たにえぐられたかたちで増破しているという状況になっております。

次のページ、12ページは、同じく3号箇所と同じような状況の写真を記載しております。一番左側が被災直後。真ん中の写真が切土完了時。右側が増破を受けた状況。このとおり、結構なえぐられかたで増破を受けておりました、従前の単なる客土吹付工では持たないと県に相談した結果、判断いたしまして、新たにのり面整形等に加えまして、一番下に擁壁工、ふとん篋をどちらの箇所にも追加しようとするものであります。

以上、議案第36号、平成30年度大仙市一般会計補正予算(第8号)のうち、災害復旧事務所所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石塚 柏) 当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、後藤委員。

○委員(後藤 健) 事業説明書の14ページの道路橋りょう災害復旧事業費のところ。橋台が、あると思ってらった橋台がなくて、橋台を新設しますよということだと思ふんですけれども、これ調査の段階で、どのような調査をされたのか。と言うのはですね、やっぱり災害あって調査するのであれば、橋台がどの程度被害があるのかということまで調査をしないと、その後の復旧に大きな影響を与えると思ふんですよね。大変ちょっと言葉きつくてあれですけれども、ちょっとやっぱり調査が甘いと言わざるを得ないような気がするんですけれども、その辺、その調査の状況をお知らせ願います。

○委員長(石塚 柏) はい。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長(小松春一) 大変説明不足で申し訳ございませんでした。もう一度、資料のA3判のページ、2ページ目あたりからご覧願いたいと思いますが、被災を受けて査定時の段階では、これは左岸側橋台、これ写真付いてますけれども、右側の方に被災当時の状況写真が付いておりますけれども、ご覧のとおり右岸側橋台とそれから橋桁、これが見事にこのとおり転倒しておりました、左岸側橋台については、これが一番右、写真が2列並んでいるうちの左側部分「A1橋台」というふうに書かれている部分がございますが、この時点では積みブロックも被災してないし、全くその橋台にも影響がないという判断で査定を受けたものでありまして、その後、右岸側橋台も含めた、橋桁含めた工事を発注しておりましたけれども、工事が施行するに従いまして若干追跡調査をいたしましたところ、実際は積みブロックの裏面にあるべき橋台が存在しなかったという状況であります。今これも、先ほど申し上げましたとおり、国・県との協議盛んに行われている状況であります。これ残念ながら、今のところは単独で施行せざるを得ないということで予算措置をお願いしておりますけれども、可能性としては補助対象になる部分が

少しはある感触も、実際は今のところ可能性としてはありますということで、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（石塚 柏） はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） これ、今回の事業についてどうこうってあれではなくなるというか、もっと前の話。これ橋造るときの話で、ちょっと関係ない話で大変申し訳ないんですけども、これ橋造るときの設計として、これちょっと何年の橋なのか分かりませんが、その橋造る時点で、こういう造り方というのはあり得るのかどうか。

○委員長（石塚 柏） はい、副所長。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長（小松春一） 仰るとおりのところがございまして、これ55年の築でございまして、本来であれば、正規なこの橋台も含めた橋梁台帳というのがあるべきものなんですけれども、残念ながら一般図的なものがごく簡単な記載しかないものしかなくて、ましてこれ、ちょっと分かりづらいんですけども、実際は農道橋的な橋でございまして、この左側の市道から向かいの、向かいは圃場が広がっている、広がっているというか、田んぼに行くための農道橋的な橋で、軽トラ程度しか歩かない橋だったわけでありまして、残念ながら、過去の資料にはその橋台を示す明確なものがなくて、そのまま査定を受けてしまったという状況であります。

○委員（後藤 健） はい、いいです。

○委員長（石塚 柏） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

以上で議案第36号のうち、災害復旧事務所関係予算についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、災害復旧事務所関係予算の審査終了後に行います。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算のうち、災害復旧事務所関係の予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。小松災害復旧事務所副所長。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長（小松春一） それでは議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算のうち、災害復旧事務所が所管いたします6款 林道維持費につきまして、ご説明を申し上げます。

資料はナンバー3、予算書の90ページ。これは主な事業の説明書には搭載して

おりませんけれども、説明のために参考資料、先ほどの復旧－１の１３ページ。これA４判になりますけれども、これをご覧願いたいと思います。

これもまた橋梁の話で恐縮でございます。６款 農林水産業費、２項 林業費、３目 林道維持費、１０事業 林道維持費、１５区分 工事請負費は、１,８７７万５千円の予算措置をお願いするものであります。

これは、平成２９年７月に左岸橋台及び橋桁が転倒被災した林道、沢内水沢線１号橋において、地質調査を含む詳細設計を実施後、３０年度末に発注することとしていたものでありますけれども、地質調査の結果、被災を受けていない右岸側橋台の支持地盤の強度不足が判明し、橋梁の安全性が確保できない状況が確認されたため、国・県と協議をした結果、災害復旧事業とは別に、補助事業である林道改良事業として右岸橋台を改修できる見込みとなっております。

このことによりまして、改修に要する費用１,８７７万５千円の予算措置をお願いし、災害復旧事業と平行して事業を実施したいとするものであります。財源内訳といたしまして、国・県支出金７１５万円、市債は１,１６０万円の充当を予定しております。

参考といたしまして資料、復旧－１、再度ご覧願いたいと思います。

１４ページは位置図、それから被災状況を記載した写真になっております。ご覧のとおり、これちょっと向きがあれなんですけれども、一番下の写真は下流側から撮った写真で、左岸側の橋台と橋桁が同時にやや転倒状況で被災したという状況になっております。

１５ページは、この部分の復旧概要を記載したものであります。この時点では、右岸側橋台と橋桁の復旧をするということで進めてきたものありますけれども、これを施工するに当たりまして、地質調査を事前調査しております。

それを受けまして計画を練り直しまして、その資料がページ１６ページ、次のページになります。これは正対する形で、右岸側橋台が、これ白抜きされております。右側の橋台が既存の橋台になっておりますけれども、ご覧のとおり重力式型の橋台、これはかたちとしては被災を受けてないということで、査定対象にはなっていなかったものでありますけれども、その下の橙と黄色と緑、これが地質区分になりますけれども、黄色の部分、これが一応、凝灰岩という岩になっておりまして、多分当時は、これ県で施工された橋になりますけれども、当時は一応岩着になったということで、その当時は橋梁というのはN値３０以上の良好な支持地盤でないと駄目だということになっておりますけれども、一応岩着ということで施工されたものだと思います。ただし今回の調査によりまして、この黄色い部分、これが風化が進んで強風化凝灰岩ということで、いわばボロボロ状態になっているということで、その上に、もろい岩盤の上にトンと乗っているような状況が確認されたということで、

これではとても安全度が確保できないという判断の下から、今度はちょっと見づら
いんですが、左岸側橋台と同様に、N値50以上の強固な岩盤層があるところまで
岩着位置を下げまして、左岸側と同じく逆転型の橋台にしようとするものでありま
す。

なお、参考までになんですが、その次の17ページ・18ページには、現在まで
の発注済み並びに完成状況、今後の発注箇所数を記載した資料を記載しております。
29災分、その次のページが30災分について分けて記載しております。この中の
災害復旧事務所全体という黄色で示している部分でありますけれども、この中の2
月28日まで完了済み、赤字に示した分が完成済み箇所となっております。129
カ所と5カ所、合わせまして134カ所が完成済みとなっております。なお、3月
1日以降にまだ残箇所が20カ所程度残っておりますけれども、実は明日契約しよ
うとする箇所が約15カ所ほどありまして、これが発注済み箇所に加わるというこ
とになっております。

ただ今説明いたしました補正を伴う各工事箇所につきましては、予想外の増破や
変更要素を伴っておりまして、対応に非常に苦慮いたしましたけれども、平成30
年度予算と平成31年度予算をもちまして、29年・30年発生災害188カ所につ
いては、未発注箇所をできるだけ早期に発注いたしまして、平成31年度内には
全ての工事が完了となる見込みであります。

以上、議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算のうち、6款の災害復旧
事務所所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認
賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いをいたします。

ございませんか。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 災害復旧事務所ということで、今までこういう、なんて言うか
ね、ありましたか、昔。こういう事務所作ったこと。

○委員長（石塚 柏） はい、副所長。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長（小松春一） これは大仙市も含めて、大曲時代
もこういうやつはなかったです。

○委員（古谷武美） 多分なかったんで、多分、皆さんすごく苦労されたと思うんで
す。それで、これからはあってはならないんですけども、そういうことを考えると、
やはり皆さんがやってきたことをきちんとマニュアル化して、なんか起きたときは、
すぐ対応できるようなかたちにしていただければなあと思いますけれども。一応マ
ニュアルというのはできてますよね。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長（小松春一） いや、マニュアル・・・、災害復旧事務所というその、なんと言いますか、昨年度急遽立ち上げたやつで、2月に発足しております、1年2カ月程度しかかっておりませんが、これまでわずかな時間で積み上げてきたものは、マニュアル化程度のものは残していきたいというふうに思います。

○委員（古谷武美） ですね。それきちんと残してもらって、もしものことあったら、きちんと対応、もっと早く対応できると思いますので、お願いしたいなあと思います。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長（小松春一） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） よろしいでしょうか、はい。

ほかに。はい、佐藤芳雄委員。

○委員（佐藤芳雄） （「議事録に書かないでもらいたい」との発言あり）

○委員長（石塚 柏） はい、副所長。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長（小松春一） ご指摘のとおり、特にご説明申し上げます橋梁2カ所分、市道と林道、それぞれ種類別は違うわけですが、特に市道部分につきましては、ほとんど言い訳ができないような調査不足といえますか、想定もしてなかったわけですが、それから林道の分についても、やっぱり、多分あれにつきましては一応^{がん}岩の上には乗せたという当初の設計になっていると思いますが、やはりその後、暴れ川でありまして、洗掘、それから堆積を繰り返してやっぱり、^{がん}岩であっても風化が進んだことに由来するのかなとは思いますが、いずれにせよ、ちょっと調査不足だったというのは否めないと思っております。今後も気を付けたいと思います。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これで議案第44号のうち、災害復旧事務所関係予算についての質疑を終了いたします。

以上で、災害復旧事務所関係の審査を終了いたします。

職員入れ替えがありますので、暫時休憩いたします

（ 午後1時51分 休 憩 ）

（ 午後1時54分 再 開 ）

○委員長（石塚 柏） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第36号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第8号）を、再び議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第44号、平成31年度大仙市一般会計予算を、再び議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日金曜日、午後1時から第2日目を開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

午後1時55分 閉 会

平成 3 1 年 3 月 8 日 (金曜日)

(第 2 日)

平成31年第1回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：平成31年3月8日（金曜日） 午後0時58分～午後2時47分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（6人）

委員長	7番	石 塚	柏	副委員長	3番	三 浦	常 男
委 員	14番	後 藤	健	委 員	15番	佐 藤	育 男
委 員	16番	古 谷	武 美	委 員	20番	橋 本	五 郎

欠席委員（1人）

委 員 18番 佐 藤 芳 雄

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

上下水道事業管理者	今 野 功 成		
上下水道局長兼経営管理課長	今	久	経営管理課参事 田 畑 睦 子
水道課長	佐々木 廣 美		水道課参事 佐 川 悦 章
下水道課長	佐 藤 恭 悦		下水道課参事 古 谷 和 久
神岡支所農林建設課長	岩 根 浩 幸		西仙北支所農林建設課長 田 村 一 彦
中仙支所農林建設課長	斎 藤 秋 彦		協和支所農林建設課長 稲 葉 久 則
南外支所農林建設課長	佐 藤 祐 子		仙北支所農林建設課長 佐 藤 治 彦
太田支所農林建設課長	野 中 正 幸		

議会事務局職員出席

主 幹 富 樫 康 隆

審査議案等

- 第 1 議案第 2 0 号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 2 1 号 大仙市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 2 2 号 大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 2 3 号 大仙市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 5 9 号 平成 3 1 年度大仙市上水道事業会計予算
- 第 8 議案第 6 0 号 平成 3 1 年度大仙市簡易水道事業会計予算
- 第 9 議案第 6 1 号 平成 3 1 年度大仙市下水道事業会計予算
- 第 1 0 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午後 0 時 5 8 分 開 会

○委員長（石塚 柏） 本日は大変ご苦勞様でございます。

昨日は大変審査ご苦勞様でございました。本日もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

かなり今日の審査は内容が豊富で、資料を見るだけでも相当時間がかかりそうでございます。大変ご難儀、説明する側もご難儀だと思っておりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、建設水道常任委員会を開きます。

それでは当委員会に付託された事件について・・・、その前に、佐藤芳雄委員、所用で若干遅刻になるようでございます。次に内容であります、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

また、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（石塚 柏） 審査に入る前に、ご挨拶をお願いいたします。今野上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 委員の皆様には、日頃から上下水道局の各事務事業に対しましてご指導・ご助言を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会審査におきましては、条例案4件と補正予算案2件、当初予算案3件の審査をお願いいたしております。

条例案に関しては、消費税及び地方消費税の一部改正に伴う料金等の改定のほか、下水道事業の使用料においては、定額制を廃止し、従量制に移行するための所要の改正などをお願いしております。

また、補正予算案につきましては、今年度予定していた建設改良費を翌年度に繰り越しすることに伴いまして、消費税及び地方消費税の納税予定額が増額となることなどから、補正をお願いしております。

当初予算案につきましては、引き続き、安全・安心な水道水を安定してお届けするための費用や、汚水の処理に関わる費用についてお願いしております。

どうか、よろしくご審査の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

○委員長（石塚 柏） それでは早速、審査に入ります。

はじめに議案第20号、大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第20号、大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料のナンバー1、議案書63ページと64ページ、お願いいたします。また、お手元にお配りしておりますA3判の資料でございます。上下-1、右上の方に上下-1と書いた資料の1ページと2ページを併せてお開きください。

はじめに、第6条の改正であります。

A3判の資料の2ページをお願いいたします。

本案は、上下水道事業における損害賠償について、より迅速に対処するため、議会の議決を要する額を、これまでの10万円から市長の専決処分事項と同額の100万円に引き上げるものであります。

次に第2条関係の改正であります。

別表第1の経営規模の改正は、中仙地域の入角地区簡易水道において、水源を移設することに伴い、給水人口及び給水量について見直しを行うもので、給水人口については、改正前の「586人」を「452人」に、1日最大給水量については、改正前の「170立方メートル」を「147立方メートル」に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでありますが、入角地区の簡易水道に係る部分については、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第20号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） 当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） 6条の方の、損害賠償の方なんですけれども、これ、ちなみに今までで10万円以上の損害賠償の事例というのはどれぐらいあったものか。

○委員長（石塚 柏） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 昨年の9月の議会におきまして、1件ご承認をいただいている事例が八十数万円だったと思いますけれども、漏水に伴う協和の件で1件ございました。それまではございませんでした。ちょっと、それ以前、合併前のことまでちょっと調べておりませんけれども、その1件でございます。

○委員長（石塚 柏） ほかに。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） すいません、2番目の入角ですけれども、改正前の586人から452人に給水人口が減ったということですが、その内訳についてちょっと教えていただけますか。減った、何という、理由というか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐々木課長。

○水道課長（佐々木廣美） まずは人口減が主な原因と考えております。

○委員長（石塚 柏） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） この入角地区については、合併間もない頃から整備を開始しまして、その当時の事業認可を得た段階の地域の給水の人口と、今回、水源を別途、斉藤川上流の濁りが発生するということで、別途、下流域の方に井戸を掘削しまして、そこから水源にするということにいたしました。その際、新たに事業認可変更を取りましたので、10年ちょっとの間の人口減少、給水区域の人口

減少が、今回の条例改正の内容でございます。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤育男委員。

○委員（佐藤育男） もう一つ確認なんですけど、給水箇所、下流側さ来たことによって、当初かかってるところが、かからなくなったということではないですね。前の区域もみんなこうカバーできて、その中で人口減少が元で、こんけ給水人口減ってらということによろしいですね。

○上下水道事業管理者（今野功成） はい。

○委員（佐藤育男） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） 佐々木課長、いかがですか。はい、課長。

○水道課長（佐々木廣美） 地域がなくなったということではなく、その全体で人口減少ということで、ご理解いただければと思います。

○委員（佐藤育男） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） この給水人口586から452に変わったということなんですけれども、これって、また増えたり減ったりすると、また変わるんですか。条例ってどうか。

○委員長（石塚 柏） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 認可変更の段階で、将来の人口予測をしております。それで一般的には増えていくことで、現在の人口よりも多い人口で認可とることが多いですけども、この場合はもうできている水道で、人口が将来人口予測ではどんどん減っていくことが想定されてますので、今現在を最大として捉えてまして、この後は人口が減少していくってことですので、なんか別の要件があって一気に人が増えて、給水しなければならないという事態が生じた場合には、また条例の改正という必要が出てくることもないとは言えませんが、基本的には今後は変わる予定はございません。

○委員（古谷武美） 分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、よろしいでしょうか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(石塚 柏) 次に議案第21号、大仙市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長(今 久) 議案第21号、大仙市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は65ページと66ページをお願いいたします。A3判の新旧対照表につきましては、3ページと4ページをお願いいたします。

本案は、上下水道事業における債権について、上下水道事業管理者が管理することとするものであります。

新旧対照表の3ページの右側にありますとおり、改正案は、第3条第1項中「市長」の次に「及び上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)」を加え、同条以降を「市長等」に改めるものであり、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第21号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石塚 柏) はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) はい、討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第 22 号、大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第 22 号、大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 67 ページから 71 ページまでになります。新旧対照表 A 3 判の資料につきましては、5 ページから 12 ページになります。

本案は、水道事業及び簡易水道事業について、各地域における制度の統一的な運用を行うため、その取扱いに係る規定を整備するほか、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴う料金等の改定を行うものであります。

新旧対照表の赤文字につきましては、平成 31 年 4 月 1 日施行分であります。青文字につきましては、同年の 10 月 1 日施行分であります。

議案書は 68 ページをお願いいたします。新旧対照表につきましては、6 ページをご覧ください。

議案書の第 1 条に関わる改正内容の一点目でございますが、給水区域外などへの分水に係る規定を整備するものであり、第 2 条の次に第 2 条の 2 を加えるものであります。

市内には上水道、簡易水道等を合わせ 24 の給水区域がございますが、このうち、いくつかの給水区域は連絡管により接続されており、漏水や断水、また、災害等の緊急時には、相互に送水をすることが可能となっております。

これまでも緊急的な送水は行ってまいりましたが、昨今頻発する災害等にも対応するため、今後必要となる連絡管の整備を進める計画でありまして、今回の条例改正により、その根拠を明確にするものであります。

次に、新旧対照表は 9 ページから 10 ページをお願いいたします

改正内容の二点目は、水量の認定に係る規定の整理や所要の文言整理を行うものであり、第 32 条及び第 34 条を新旧対照表のとおり改正するものであります。

冬期間、特に簡易水道事業地域におきましては、積雪等の影響により、メーターの検針ができない箇所があり、合併以前から慣例により、冬期水量の認定と冬期開けの精算事務を行ってまいりました。

今年度から料金徴収事務を民間事業者に委託したことに伴い、明確な基準に基づき、統一した方法により水量の認定を行う必要が生じたため、本条例並びに関連す

る規定の改正を行うものであります。

次に、新旧対照表は11ページをお願いいたします

改正内容の三点目は、指定給水装置工事事業者の要請に基づく分岐工事の立ち会いなどに関わる申請料等について新たに規定するものであり、第36条の次に第36条の2を加えるものであります。

本規定は、これまで第36条第2項の規定に基づき、規則によって定めておりましたが、費用が定額であることから、新たに条例に規定するものであります。これにより、第36条第2項は削除するものであります。

議案書は69ページをお願いいたします。新旧対照表は戻っていただきまして、7ページから8ページにお戻り願います

議案書の第2条に関わる改正内容であります。消費税率の改定に伴い、水道料金等を改定するものであり、第30条の料金表及び前条にて新たに規定いたしました第36条の2の申請料等を改定するものであります。

水道事業、簡易水道事業共に基本料金については、10円未満を切り捨てにより、従量料金については、円未満を四捨五入により算出しております。また、申請料等については、10円未満を切り捨てにより算出しております。

議案書は71ページをお願いいたします。

以上、改正内容の施行期日であります。平成31年4月1日から施行するものであります。消費税率改定に伴う水道料金及び新たに規定した申請料等の改定は10月1日から施行し、水道料金については11月分の水道料金から、申請料等については10月1日以降の申請から適用するものであります。

以上、議案第22号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） 最初の2条のところで、給水区域の連絡管の整備という話ありましたけれども、ちょっと僕、全く分からなくてあれなんですけれども、その24の給水区域というのは、既に連絡管、管はつながっているものなのか、それをこれから工事で管を整備するという意味なんですか。

○委員長（石塚 柏） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 24あるうち、今二つ、つながってい

る箇所があります。具体的には神宮寺の簡易水道、それから南外の簡易水道が連絡管で接続されております。それからもう1カ所が、大沢郷の簡易水道と、それから強首の簡易水道が接続されております。こちらにつきましては、断水等があった場合には緊急的に送水を行っている事例がございます。そのほかにつきましては、今後、近い所については連絡管をつないで、断水等に対応したいということがございます。

○委員（後藤 健） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第23号、大仙市下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第23号、大仙市下水道条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は72ページから80ページまでになります。A3判の新旧対照表は13ページから33ページになります。

本案は、下水道、農業集落排水施設及び戸別浄化槽の使用料の算定方式を統一して見直すほか、消費税率の引き上げに伴う料金改定を行うもので、下水道条例、農業集落排水施設の管理に関する条例、及び戸別浄化槽の整備に関する条例の3条例を改正するものであります。

議案書は73ページ、お願いいたします。新旧対照表は14ページ、ご覧ください。

はじめに、議案書の第1条の改正であります。下水道条例の改正についてであります。

改正内容の一点目は、世帯人員に応じて使用料を徴収する定額制を廃止し、使用した水量に応じて使用料を徴収する従量制に移行するための所要の改正を行うものであります。

定額制につきましては、これまで市の水道水以外の水を使用している世帯に加え、水道の普及状況や合併前の経緯なども考慮し、地域的な適用を行ってきたところがありますが、このたび定額制世帯において誤賦課が発生したことを重く受けとめ、制度の抜本的見直しを検討した結果、公平性、効率性の観点から定額制を廃止することとしたものであります。

改正内容の二点目は、使用水量を減ずるためのメーター、いわゆる減算メーターに係る規定を整備するものであります。

議案書は74ページをお願いします。

74ページ上から2行目、第5項であります。

定額制から従量制への移行により、今後は、市の水道水以外の水を使用している世帯などにおいて、下水道等の施設に排水されない水量を把握する必要性が増すことが予想されます。このため、当該水量を確知するための減算メーターに係る規定を整備することとしたものであり、新旧対照表の19ページ、ちょっと飛びますけれども、19ページ。19ページの別表第2に記載のとおり、口径ごとのメーター使用料を新たに規定するものであります。

新旧対照表につきましては、17ページと18ページにお戻り願います。

改正内容の三点目として、第15条に規定する使用料の算定方法については、これまで使用料単価を示した別表の備考欄に記述されておりましたが、使用料の算定に関わる重要な事項であることから、新旧対照表の14ページに記載のとおり、第15条本文に記述を移記し、必要な改正を加えたものであります。

次に議案書は74ページをお願いいたします。

議案書第2条であります。

消費税の改定に伴い、下水道使用料及び前条において規定した減算メーターの使用料を改定するものであり、第15条関係の別表第1及び別表第2を改定するものであります。

新旧対照表は16ページ、それから19ページに記述がありますので、そちらをご覧ください。

使用料の改定につきましては、先にご説明いたしました水道事業及び簡易水道事業と同様に、基本使用料については10円未満を切り捨てにより、また、従量使用料については円未満を四捨五入により算出しております。

次に、議案書は75ページから79ページをお願いいたします

第3条 大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の改正、及び第5条 大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例の改正につきましては、第1条の下水道条例の改正と同様の改正であります。また、第4条及び第6条の改正は、第2条の改正と同様の改正でありますので、説明につきましては割愛させていただきます。

最後に、議案書79ページと80ページ、新旧対照表の一番最後のページ、A3判の資料につきましては33ページ、一番最後のページになります。

施行期日並びに経過措置についてであります。

施行期日は、平成31年4月1日から施行するものでありますが、消費税率改定に伴う下水道等使用料の改定は10月1日から施行し、11月請求分の使用料から適用するものであります。

次に経過措置についてであります。A3判資料の最終ページ、下水道条例等の改正についてをご覧ください。33ページ、一番最後のページになります。

定額制使用料のうち、市の水道水のみを使用している世帯、資料の中ほどに記載されておりますけれども、この世帯につきましては、既に水道メーターが設置されておりますので、一定の周知期間を経た施行日から6カ月以内において、管理者が定める日から従量制に移行するものであります。

次に、市の水道水以外の水を使用している世帯、中段の下の方に記載されておりますけれども、その世帯につきましては、今後メーターを設置する必要があることから、5年間の経過措置を設けまして、平成36年4月請求分より従量制に移行するものであります。

なお、消費税率の改正に合わせ、本年10月請求分までは現行の使用料とし、11月請求分より、附則に記載の消費税率10パーセントに改定された使用料を適用するものであります。

このほか、現に減算メーターを設置し、または施行日以降に減算メーターを設置した世帯、資料の一番下に記載がございますけれども、これらの世帯に係る使用料につきましては、一定の周知期間を経た施行日から6カ月以内において、管理者が定める日から新たに適用することとし、さらに消費税率の改正に合わせ、11月請求分より、消費税率10パーセントに改定された使用料を適用するものであります。

以上、議案第23号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、佐藤育男委員。

○委員（佐藤育男） すいません。ちょっと減算メーターで、ちょっともうちょっと詳しく、なんたもんだかちょっと教えてもらっていいですか。

○委員長（石塚 柏） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 普通の場合はまず、水道メーター、水道の配水管から家庭の間に付いて、いくら使ったかというのを分かるのが普通の水道メーターですけれども、下水の場合は、下水管に流れない水がある家庭がございます。例えば外の蛇口で使って、畑とかそういった所に使ったものについては側溝に流れますので、下水管に流れないと。それで、そういう使用量、その量が多い世帯につきましては、そのまま普通のメーターだけで使用料を徴収すると、流れてない水の量の使用料を払ってしまうということになりますので、そういったご家庭については別途、下水に流れないメーターを設置、今現在もしている世帯がございます。そのメーターのことを「減らす」ということで、減算メーターというふうに呼んでおります。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤育男委員。

○委員（佐藤育男） 例えばその、すいません、自分のことで大変申し訳ありません。

自家水道でメーター付いてない場合は、そして全く下水さ流れない、今、言ったような田んぼさ使ったり畑さ使ったりしている部分の水道もありますので、そんな場合はどうなるのでしょうか。

○委員長（石塚 柏） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 自家水道の自分の井戸で使って、さらに下水管に流れない場合については、一切メーターを付ける必要もございませんし、使用料にも反映されません。あくまでも水道、市の水道からつながっている家庭について、または自分の井戸から一番近いところにメーターが付いてて、そこから分かれて行って田んぼとか畑とかに使うという方が付けるメーターなので。

○委員（佐藤育男） すいません、勘違いしてました。となれば、自家水道での場合は従量制にはなっていないということですか。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 自家水道でも畑とかに使う分と、自分

の家の下水管に流れる、トイレとか風呂場に使う分が分かれているとすれば、分かれている方だけに付けるという方法もありますし、大本に付けてもう一つ減算メーターを付けるという方法も、二通り。

○委員（佐藤育男） そういう工事しねば駄目だということですか。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） そうですね。

○委員（佐藤育男） ですね。その場合のメーターの設置というのは、市の方でやって、使用料払うてなことになるんですか。

○委員長（石塚 柏） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） メーターそのものは市が貸与しますので、メーターの費用については減算メーターの使用料だけが掛かることになりましたけれども、メーターを設置するためにメーターボックスというのが必要になります。そのボックスについては個人の所有物になりますので、そのボックスを設置するのは個人で設置していただくことになります。

○委員（佐藤育男） 個人負担で。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） はい。

○委員（佐藤育男） 分かりました。というのは、結構うちの、中仙のうちの地域は自家水道、結構多いんですよ。ですから、そういうケースが結構見られると思いますので。分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認め、これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第42号、平成30年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第42号、平成30年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、平成30年度補正予算書になります。71ページ、お願いいたします。

今回の補正予算は、事業の繰り越しなどにより、消費税及び地方消費税の納税予定額が増額となることから、補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算の内容をいたします。

第2条 収益的収入及び支出の補正であります。

収益的支出につきましては、宇津台浄水場更新事業において、事業の繰り越しに伴い仮払い消費税が減額となったため、消費税及び地方消費税の納税予定額が当初見込みより増額となることや、平成29年度に施工しました七頭地区の水道未普及地域解消事業において、消費税相当分の国庫補助金返還額が確定したことによるものであります。営業外費用は883万9千円の補正をお願いし、補正後の上水道事業費用を6億5,245万8千円とするものであります。

以上、議案第42号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） 当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第43号、平成30年度大仙市簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第43号、平成30年度大仙市簡易水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書は79ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、上水道事業と同様に、事業の繰り越しに伴う消費税及び地方消費税の納税予定額の増額補正、並びに国及び県が実施する事業の進捗と合わせた工事費等の減額補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

はじめに、第2条の収益的収入及び支出の補正であります。

収益的支出は、協和南部地域簡易水道更新事業において、事業の繰り越しに伴い仮払い消費税が減額となったため、消費税及び地方消費税の納税予定額が当初見込みより増額となることによるもので、営業外費用は812万2千円の補正をお願いし、補正後の簡易水道事業費用を12億4,840万2千円とするものであります。

次に、80ページ、お願いいたします。

第3条 資本的収入及び支出の補正は、国及び県が実施する河川災害等の関連事業の進捗に合わせて行う必要があることから、当年度事業費の減額補正をお願いするものであります。

資本的収入は、国及び県からの補償金として予定していた2,049万7千円の減額補正をお願いし、補正後の額を6億4,010万円とするものであります。

資本的支出は、配水管布設替に伴う設計業務委託料や工事費として予定していた2,131万9千円の減額補正をお願いし、補正後の額を9億4,926万4千円とするものであります。

これらの補正に伴いまして、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億916万4千円は、当年度分損益勘定留保資金2億7,768万2千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,148万2千円で補てんするものとする。」に改めるものであります。

次に、減額の理由であります。国が実施する雄物川河川激甚災害対策特別緊急事業につきましては、第3回定例会において関連事業の補正予算をご承認いただいておりますけれども、国が実施する予定の事業が度重なる入札不調となりまして、関連して市が実施する配水管布設工事を年度内に発注できる見通しがなくなったため、事業費を減額するものであります。

また、県が実施する淀川河川等災害関連事業につきましては、県における他の災害関連事業との事業調整を行った結果、県発注事業の事業進捗が当初予定より遅れ、

関連して市が実施する配水管添架工事の設計業務委託を年度内に発注できる見通し
がなくなったために、事業費を減額するものであります。

なお、これらの減額事業費につきましては、新年度当初予算に再度計上をさせて
いただいております。

以上、議案第43号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご
承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） 当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ござ
いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決
しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第59号、平成31年度大仙市上水道事業会計予算
を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第59号、平成31年度大仙市上
水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

説明に用います資料は、既にお配りしております資料のナンバー3、大仙市各会
計の予算書、それから主な事業の説明書に加えまして、本日お配りしておりますA
3判の資料、上水-1。上水-1というのが右上に記載されておりますけれども、
その三つの資料を用いて、ご説明いたします。

はじめに私の方から、上水道事業会計の概要について説明をさせていただきます
が、時間の都合上、収益的収入及び支出については、できるだけ説明を割愛させて
いただきまして、新たな取り組み、重点的取り組みに絞って説明をさせていただきます
ます。なお、主な事業の説明につきましては、事業担当課長がご説明申し上げます

ので、よろしくお願ひいたします。

当初予算書は373ページをお願いいたします。A3判の方の資料は1ページをお開きください。

はじめに業務の予定量であります、給水戸数は対前年度比186戸増の1万4,832戸、年間総配水量は対前年度比6万1,559立法メートル減の400万8,422立法メートル、1日平均配水量は対前年度比199立方メートル減の1万952立方メートルを予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出についてであります。

A3判資料、上水道事業会計当初予算概要の左側の方をご覧ください。

収入の上水道事業収益は、対前年比3,848万4千円増の9億1,438万1千円を見込んでおります。内訳といたしまして、収入の87パーセントを占める水道料金は、対前年比77万2千円増の7億9,923万円であります。また、営業外収益は、長期前受金戻入や消費税及び地方消費税還付金などを見込んでおりますが、消費税につきましては、宇津台浄水場更新事業の完了により支払われる仮払い消費税が大幅に増額となることから、還付を予定しているものであります。

支出の上水道事業費用は、対前年比2,338万2千円増の6億8,866万3千円を見込んでおります。内訳といたしまして、営業費用は取水施設、浄水施設、配水施設及び給水装置の維持管理費用のほか、上水道事業全般に係る費用、減価償却費などあります。また、営業外費用は支払利息が主な費用であり、そのほか特別損失、予備費等を見込んでおります。

次に第4条、資本的収入及び支出であります。

当初予算書は374ページ、A3判の資料につきましては、今度は右側の方をご覧ください。

資本的収入は、対前年比7億9,307万5千円増の8億6,217万4千円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、宇津台浄水場更新事業に係る企業債及び水道未普及地域解消事業に係る国庫補助金などあります。

資本的支出は、対前年比7億1,881万円増の18億7,643万2千円を見込んでおります。主な内訳として、建設改良費は七頭地区の水道未普及地域解消事業に係る配水管工事、宇津台浄水場更新事業に係る築造工事などありますが、詳細はこの後、担当課長がご説明申し上げます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億1,425万8千円につきましては、A3判の資料の中程に内部留保資金が記載されておりますけれども、

このうち過年度分損益勘定留保資金、それから消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで補填するものであります。

次に第5条は、債務負担行為の設定であります。

当初予算書は、374ページの下の方の段になります。

管路台帳システムにつきましては、先の水道法改正によりまして水道施設台帳の整備が義務づけられたことから、上水道及び簡易水道を一体的に管理するため、統合型GISの構築を行うものでありまして、平成37年度までに1,354万4千円を限度として、債務負担行為の設定を行うものであります。

以上で私からの説明を終わり、引き続き、主な事業の説明について担当課長がご説明申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、次に事業内容について、当局の説明を求めます。佐々木水道課長。

○水道課長（佐々木廣美） それでは議案第59号、平成31年度大仙市上水道事業会計予算の事業内容について、説明させていただきます。

資料になりますけれども、平成31年度当初予算(案) 主な事業の説明書、これになります。事業説明書、上水道事業 大曲上水道宇津台浄水場更新事業。併せまして平成31年第1回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会資料、右上に上水-1と書いたA3判資料になります。その3ページをお願いいたします。

これは継続事業となりまして、31年度予算額は15億5,871万1千円となっており、昨年度と比較いたしまして、7億6,706万1千円の増となっております。

平成30度末の見込みといたしまして、建築工事に当たりましてA工区・B工区と分け、仮設道路を2ルートとして工期短縮に取り組むなど、作業ヤードが手狭であったことなどから工程に若干の遅れが出たものの、全体事業の約6割の完成を見込んでいるところでございます。また、工程表の資料にはございませんけれども、機械電気設備工事については、フロッキュレーター、いわゆる攪拌機や、ろ過池集水ブロックなど工場制作が主なものとなり、今年度、約5割の完成を見込んでおります。

31年度においては、継続事業として年度内の完成を目指しまして、土木建築工事として排水排泥池、濃縮層、外構工事など。機械電気設備工事では、前処理設備、急速ろ過設備等の浄水設備、受変電設備・動力設備等の電気設備を行いまして、引き続き、これらに関する管理委託を行います。

次に、事業説明書の11-2ページをお願いいたします。併せまして建設水道常任委員会資料の上水-1の4ページをお願いいたします。

内小友七頭地区の水道未普及地域解消事業いたしまして、31年度予算額は1億4,159万5千円で、前年度比1,779万2千円の減となり、資料の赤色で示した部分が30年度事業を実施した区間となります。約6割の64戸が完成してございます。黄色の示した部分が31年度実施予定分として、配水管布設工事、増圧ポンプ室及び増圧ポンプ設備工事を実施するもので、残り4割の47戸の事業完成を目指します。

次に、事業説明書11-3ページをお願いいたします。

統合型管路台帳システム構築事業費でございます。

この事業は新規事業で、予算額1,071万4千円となります、

平成31年度は上水道事業の整備、平成32年度からは債務負担事業といたしまして、簡易水道事業の整備を行います。関連がありますので、併せて説明いたします。

事業の内容といたしましては、水道法改正により適正な資産管理の推進に向けた対応といたしまして、水道管の管路台帳の整備に関わるものとなります。

上水道事業に関しましては、現在、電子媒体での申請書類や管路台帳を管理しておりますが、平成29年度においてシステムが一時使用不能となり、業務ができなくなった経緯がございます。また、大曲上水道の管路台帳システムのサーバの対応年数が経過したことが、事業実施の要因となります。

また、債務負担で行う簡易水道事業ですが、現在、紙データのみで管理しており、当初の設計図面はあるものの、完成図が完全に整備されていない状況にありまして、6年間で現地調査を行いながら、管路台帳を整備するものでございます。

今回の構築事業では、漏水に伴う修理工事を行う際、影響範囲の予測がシステムで行えるほか、浄水施設の施設台帳を一本化できるなど、拡張性が見込めるものとしております。また、この度一般質問でご質問いただきました「管路の老朽化」に関する対応として、事業実施により更新計画策定への下地作りになるものと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 栢） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方、お願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(石塚 柏) 次に議案第60号、平成31年度大仙市簡易水道事業会計予算を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長(今 久) 議案第60号、平成31年度大仙市簡易水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算書は407ページをお願いいたします。本日お配りしておりますA3判資料につきましては、右上に簡水-1と書かれたものをご用意ください。1ページをお開き願います。

はじめに業務の予定量であります。給水戸数は対前年度比6戸増の9,065戸、年間総配水量は対前年度比4万538立法メートル減の242万7,866立法メートル、1日平均配水量は対前年度比111立方メートル減の6,652立方メートルを予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出であります。A3判資料の簡易水道事業会計当初予算概要の左側をご覧ください。

収入の簡易水道事業収益は、対前年比657万5千円増の12億7,591万1千円を見込んでおります。内訳といたしまして、収入の46パーセントを占める水道料金は、対前年比1,447万8千円増の5億8,701万5千円であります。収入増の主な理由であります。平成22年度から段階的に実施している料金改定が本年3月をもって経過措置が終了し、4月から全地域が統一料金となることに伴い、増となるものであります。また、営業外収益は、一般会計からの繰入補助金や長期前受金戻入などを見込んでおります。なお、一般会計補助金については、大幅な減

少となっておりますが、資本的収入に繰り入れる出資金を合わせた繰入額の合計につきましても、中段の右側の方に記載しておりますけれども、合計額では700万円減の4億3,300万円であります。

支出の簡易水道事業費用は、対前年比2,444万7千円増の12億4,630万4千円を見込んでおります。内訳といたしましては、営業費用については取水施設、浄水施設、配水施設等の維持管理費用のほか、簡易水道全般に係る費用及び減価償却費などがあります。また、営業外費用は支払利息などが主な費用であり、そのほか特別損失、予備費等を見込んでおります。

次に第4条、資本的収入及び支出であります。当初予算書は408ページ、A3判資料につきましても、今度は右側の方をご覧願います。

資本的収入は、対前年比1億6,087万円増の8億1,278万5千円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、企業債及び一般会計からの出資金のほか、先ほど補正予算の際に減額させていただいた国・県からの移転補償金などを再度計上しているところであります。

資本的支出は、対前年比1億2,976万9千円増の10億9,084万8千円を見込んでおります。主な内訳であります。建設改良費は中仙地域入角地区の水源新設事業に係る機械電気及び導水管工事、協和南部地区の配水管布設替工事などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,806万3千円につきましては、A3判資料の中程に内部留保資金が記載されておりますが、当年度分損益勘定留保資金、並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に第5条は、債務負担行為の設定であります。

予算書は408ページの下段になります。

上水道事業と同様に統合型GISの構築を行うものであり、平成37年度までに1億258万9千円を限度として、債務負担行為の設定を行うものであります。

以上で私からの説明を終わります。引き続き、事業担当課長が主な説明を申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、次に事業内容について、当局の説明を求めます。佐々木水道課長。

○水道課長（佐々木廣美） それでは議案第60号、平成31年度大仙市簡易水道事業会計予算の事業内容について、説明させていただきます。

平成31年度当初予算(案) 主な事業の説明書 事業説明書11-4ページ。併せまして平成31年第1回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会資料 簡水-1。右上に簡水-1と書いた資料の4ページ・5ページをお願いいたします。

はじめに、神宮寺地区簡易水道事業でございます。

昨年からの継続事業で、予算額は3,815万9千円となっております。昨年度と比較いたしまして、3,070万6千円の増額となります。

神宮寺地区簡易水道ですが、2カ所ある水源の取水量が減少傾向にあったことから、平成29年度に第2水源の改良工事を行っておりますが、さらに今後の水道未普及地域への区域拡張を見据えて新たに水源、第3水源の築造工事、北檜岡地区簡易水道事業との統合に向け、配水管布設実施設計業務委託などを計上してございます。また、32年度は、未普及地域である大曲・四ツ屋松倉地区の実実施設計業務委託、33年度は四ツ屋松倉地区の配水管布設工事、隣接する西仙北地域の大野地区簡易水道を統合するため、実施設計業務委託などを予定してございます。

次に、事業説明書11-5ページ、お願いいたします。建設水道常任委員会資料6ページをお願いいたします。

こちら継続事業で、中仙地域の入角地区簡易水道水源新設事業となります。

予算額は1億1,268万円で、8,533万5千円の増額となります。

入角地区簡易水道は、仙北市との境界付近を流れる斉藤川の表流水を水源としておりますが、上流の崩落や林地開発の影響によりまして、上流の砂防ダムに土砂が堆積し、雨が降った際は濁度が上昇していることから、新たな水源を確保するものがございます。

これまで水源の調査業務委託や認可変更業務委託、水源の新設工事などを行ってきており、31年度は導水管の布設と電気設備工事を予定してございます。なお、32年度より、新しい水源からの取水による供給を予定してございます。

次に、事業説明書11-6ページ、建設水道常任委員会資料の7ページをお願いいたします。

こちら継続事業の協和南部地区簡易水道事業となります。

配水管の布設工事等の事業費といたしまして、予算額は2億1,323万5千円で、1億1,407万6千円の減額となっております。

施設の経年劣化等による漏水事故が頻繁に起こっている地域で、水道水の安定供給に支障を来している状況であることから、工事区域を三つに分けて、これまで第1・第2工区の実実施設計、測量及び地質調査業務委託を行ってきました。

31年度は、30年度の繰越分として第1工区の管の布設替えと工事監理業務委託、第2工区の配水管布設替工事と工事監理業務委託、それから第3工区の測量と実施設計業務委託を予定してございます。また、協和中央地区簡易水道の宮ヶ沢浄水場と今後建設予定の協和南部地区簡易水道事業の新浄水場は、国道を挟んで近接していることから、今後必要となる施設の統廃合を踏まえ、両地域の統合の有無を含め、調査検討委託業務を別に計上してございます。

次に、事業説明書11-7ページをお願いいたします。

こちらは図面は添付してございません。新規事業といたしまして、集中監視システム統合整備事業で、予算額4,213万円を計上してございます。

各支所内に遠隔監視装置設備を備えて、不具合やトラブル等に対応していただいておりますが、機器やシステムの規格が古いため、故障の際には修繕に多額の費用と時間を要する恐れがあることから、インターネットに対応した新しいシステムに移行をして、迅速な対応がとれるようにするものでございます。

これまで、協和地域の一部と神岡地域でシステム更新をしてきておりますが、各地域のシステム運用状況や緊急性などを勘案しながら年次計画で移行し、将来的には全市統一のシステム運用ができればと考えてございます。

31年度は、協和地域の一部及び南外地域の支所、浄水場、ポンプ場に設置してある監視機器の更新経費を計上してございます。

続きまして、事業説明書11-8ページをお願いいたします。建設水道常任委員会資料は8から11ページをお願いいたします。

こちらにも新規事業の、河川改修に伴う配水管布設替工事で、予算額1億866万9千円の計上となっております。財源内訳といたしまして、国からの補償費として910万円、県の補償費として8,173万1千円を見込んでおります。

平成29年7月の大雨災害による国管理河川の雄物川、及び県管理河川の淀川、檜岡川の築堤工事に伴いまして、配水管の布設替えを行うものでございます。

新規事業ではありますが、関連事業といたしまして30年度の補正予算でありましたが、協和地域の旧中村馬場地区簡易水道の浄水場を解体してございます。

資料8ページをご覧ください。

31年度は、西仙北地域の大沢川に係る雄物川河川激甚災害対策特別緊急事業といたしまして、配水管布設替工事の実施設計と工事を実施します。

次に、資料9ページをお願いいたします。

協和地域の淀川地区簡易水道の河川改修に伴う橋梁添架管布設替工事に係る設計

業務委託を行うもので、協和下淀川地区の馬場橋となります。

次に、説明資料の10ページ、お願いいたします。

同じく、協和下淀川地区の川原橋となります。

次に、説明資料11ページをお願いいたします。

南外地域揚土地区の檜岡川築堤・護岸工事に伴う水道管布設替工事の実施設計業務委託と入替工事となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

どうですか、休憩。はい、暫時休憩を……。あまり順調に来たもので、忘れてしまった。申し訳ありませんでした。暫時休憩にしたいと思います。再開は2時20分にしたいと思います。よろしく申し上げます。

（ 午後2時09分 休 憩 ）

（ 午後2時19分 再 開 ）

○委員長（石塚 柏） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案第61号、平成31年度大仙市下水道事業会計予算を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第61号、平成31年度大仙市下

水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算書は441ページ、お願いいたします。A3判の資料につきましては、右上に下水-1と書かれた資料をご用意ください。1ページをお開き願います。

はじめに業務の予定量であります。接続戸数は対前年度比381戸増の1万3,633戸、年間総処理水量は対前年度比17万4,432立法メートル増の458万9,059立法メートル、1日平均処理水量は対前年度比478立方メートル増の1万2,572立方メートルを予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出であります。A3判資料の下水道事業会計当初予算概要の左側をご覧ください。

収入の下水道事業収益は、対前年比1,517万5千円減の35億2,779万7千円を見込んでおります。内訳といたしまして、下水道使用料は対前年比733万5千円増の6億5,570万7千円であります。収入増の主な理由は、接続戸数及び処理水量の増による増収のほか、消費税の増税に伴うものであります。また、営業外収益は、一般会計からの繰入補助金や長期前受金戻入などを見込んでおります。なお、一般会計補助金については、基準外繰入分が減少となっており、資本的収入に繰り入れる出資金を合わせた繰入額の合計は、中段の右側に記載のとおりであります。2,725万5千円減の20億8,339万9千円であります。

支出の下水道事業費用は、対前年比924万9千円減の29億3,814万4千円を見込んでおります。内訳といたしまして、営業費用は、管渠や処理場などの維持管理費用のほか、下水道事業全般に係る費用、流域下水道負担金及び減価償却費などあります。また、営業外費用は支払利息が主な費用であり、そのほか特別損失、予備費等を見込んでおります。なお、消費税及び地方消費税につきましては、これまで還付を受けておりましたが、建設改良費の減少により仮払い消費税が不足するため、納税の見込みであります。

次に第4条、資本的収入及び支出であります。当初予算書は442ページをお願いいたします。A3判資料につきましては、右側の方をご覧ください。

資本的収入は、対前年比2億2,005万1千円減の15億4,956万9千円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、企業債、一般会計からの出資金、国庫補助金などのほか、簡易水道事業と同様に、新たに国・県からの移転補償金が増加しております。

資本的支出は、対前年比2億595万6千円減の24億3,391万8千円を見込んでおります。主な内訳であります。建設改良費は大曲及び神岡地域の公共下水

道事業に係る管渠工事、神岡及び仙北地域の農業集落排水施設を流域下水道に接続するための実施設計業務委託料などであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億8,434万9千円につきましては、A3判資料の中程に内部留保資金が記載されておりますけれども、当年度分損益勘定留保資金、並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

以上で私からの説明を終わり、引き続き事業担当課長が主な事業の説明を申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、次に事業内容について、当局の説明を求めます。佐藤下水道課長。

○下水道課長（佐藤恭悦） それでは31年度下水道事業につきまして、ご説明いたします。

主な事業の説明書11-9ページをご覧ください。

下水道事業 建設改良費の公共下水道と特定環境保全公共下水道は3億5,664万9千円で、30年度と比較し、2億3,295万1千円の減額となっております。これは、管渠工事が30年度の2分の1程度に減少した事が要因であります。財源は、国庫支出金が1億1,988万2千円、市債が2億540万円、その他として受益者負担金・分担金が1,475万円、自己資金が1,661万7千円となっております。

事業内容としましては、公共下水道整備工事は事業費2億3,888万円で、大曲地域と神岡地域の未普及地域解消の管路工事であります。神岡地域の工事は31年度をもって完了であります。大曲地域は32年度に完了の予定であります。

参考図面といたしまして、A3判資料、下水-1の4ページ・5ページが大曲地域の施行予定を記載したもので、6ページが神岡地域の施行予定箇所赤く着色してあります。

次に、ストックマネジメント事業は事業費1,450万円で、大曲の佐野町、朝日町、若竹町の旧コミュニティプラント区域の管渠改築更新の実実施設計委託業務であります。

参考図面は7ページです。

図面で着色されているところが、改築更新範囲であります。

次に、農業集落排水処理施設の流域接続事業は事業費5,339万円で、大仙市汚水処理施設整備構想に基づいて行われる事業であります。神岡地域の神岡東部排水

処理施設と、仙北地域の薬師・福田・払田排水処理施設の流域下水道への接続の実施設設計であります。

参考図面は 8 ページが神岡東部処理区の位置図で、 9 ページが仙北地域の福田・払田・薬師処理区の位置を表示してあります。

次に、下水道施設改良・更新工事は事業費 6 9 8 万 8 千円で、仙北地域の特定環境保全公共下水道で、硫化水素ガスにより腐食したマンホール 4 基の防食等改良工事であります。

次に、長寿命化対策工事は事業費 1, 5 3 9 万 1 千円で、西仙北地域強首浄化センターの長寿命化対策で、機械設備・計装設備の更新工事であります。 2 6 年度から始まりました長寿命化対策事業は、この 3 1 年度で完了であります。

参考図面は 1 0 ページにあります。

最後に、雨水管理計画は事業費 2, 7 5 0 万円で、大曲地域丸子川流域の市街地を対象に、雨水排除に特化した「雨水管理総合計画」を 3 0 年度に策定中であり、 3 1 年度は上位計画の流域関連公共下水道認可変更に合わせて、雨水管理計画を盛り込んだ大仙市公共下水道の認可変更を行うものであります。

参考図面は 1 1 ページです。

着色部分が管理計画を策定した範囲であります。

続きまして、主な事業の説明書の 1 1 - 1 0 ページをご覧ください

下水道事業 建設改良費の農業集落排水分は 4, 7 6 5 万 3 千円で、 3 0 年度と比較し、 3, 7 9 3 万 3 千円の増となっております。財源は市債が 2, 7 5 0 万円、その他として受益者分担金及び補償金で 1, 7 1 5 万円、自己資金が 3 0 0 万 3 千円となっております。

事業内容としましては、下水道施設改良・更新工事は事業費が 1, 2 1 1 万 8 千円で、仙北地域払田処理区での硫化水素ガスにより腐食したマンホール 5 基の防食等改良工事であります。

次に、処理施設浸水対策工事は事業費が 1, 7 0 0 万円で、協和地域峰吉川排水処理施設の浸水対策工事で、 3 0 年度の通用口浸水対策に引き続き、 3 1 年度は窓部分に浸水対策を施す工事であります。

参考図面は 1 2 ページの位置図と、 1 3 ページの浸水対策平面図であります。

次に、河川改修関連事業管渠敷設替工事は、雄物川河川改修に伴う事業費が 6 6 2 万 2 千円で、峰吉川処理区の污水管敷設替工事 2 カ所についての設計業務を委託するものであります。淀川河川改修に伴う事業費が 1, 1 9 1 万 3 千円で、淀川河川

改修の橋梁架け替えに伴う、川口処理区及び下淀川処理区の污水管添架工事の設計業務を委託するものであります。

参考図面は12ページ的位置図となります。

赤丸に赤色着色したところが雄物川河川改修に伴う敷設替えの位置で、緑丸に緑色着色をしたところが橋梁添架の位置であります。

続きまして、主な事業の説明書11-11ページをご覧ください

下水道事業 建設改良費の流域下水道建設費負担金は1,904万5千円で、30年度と比較し、1,482万円の増となっております。財源内訳は市債1,900万円、自己資金4万5千円です。流域下水道大曲処理区の建設費負担金は、事業費9,100万円に対しての負担金が1,904万5千円となっております。

事業内容は、大曲幹線の耐震化管渠詳細設計、それと幹線以外の管渠、ポンプ場についてのストックマネジメント点検調査、及び大曲処理センターの処理場ストックマネジメント点検調査の委託費に係る負担金であります。

続きまして、主な事業の説明書11-12ページをご覧ください。

下水道接続促進事業は、新規事業として事業費が663万円となっております。財源内訳は全て自己資金であります。

下水道接続率向上対策業務委託は事業費が363万円で、接続率60パーセント以下の10地区2,115戸を対象として、未接続世帯へ訪問し、未接続理由と接続意向を調査・取りまとめをして、接続への誘導を図る業務であります。

下水道接続促進補助金事業は事業費が300万円で、31年度より廃止する事業・制度に代わるもので、平成31年4月から平成36年3月までの期限付きの補助金事業であります。内容としましては、新築及び建替えに伴う下水道接続工事を除く排水設備工事を、分担金または負担金の賦課年度から3年以内に便槽及び単独処理浄化槽から下水道への接続工事を行う者に対して2万円の補助をする。それと、合併処理浄化槽から下水道への接続工事を行う者に対して5万円の補助をするものであります

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） そうすれば、この最後の下水道接続促進事業費のところの、使

用料減免制度の廃止とありますけれども、これ今現在、減免制度の対象となつてらった人いるのかどうか。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○下水道課長（佐藤恭悦） 今まで使用料の減免というのは、新築と改築以外で下水道に接続した場合、6カ月間の使用料の減免措置をしておったわけなんですけど、昨年度、賦課漏れがあったのも、この使用料を減免をしまして6カ月後に載せあげなければならぬのを、ミスで漏れたりしていたもんですから、そういうのを回避するのも目的としまして、今回、それから補助金の方へ切り替えたということで、昨年度ですと、減免というと……。すいません、29年度で75件の減免者がおりました。それで今回も、その人数に合わせた75件の方を予算計上させていただいております。

○委員（後藤 健） なるほど。分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。はい、佐藤育男委員。

○委員（佐藤育男） すいません、11-9の雨水管理計画。これ丸子川流域の雨水管理計画でなことでしたけれども、この計画して調査するわけでしょうけれども、それによって今後、例えばどのような事業が予想されるもんですか。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○下水道課長（佐藤恭悦） 今般の雨水管理総合計画では、浸水被害と浸水危険度及び都市機能集積度により判断した重点対策地区を「井戸関排水区」「黒瀬排水区」「丸子川排水区」「福見町排水区」「須和町排水区」の五つに定め、優先して排水対策を実施することといたしました。重点対策地区の整備目標は、計画降水10年確率、1時間に55ミリですけれども、での内水氾濫を防止するというものであります。根本的な対策は雨水貯留池の設置が必要なようですが、整備費用が膨大なため、排水ポンプを用いて、可能な限り内水排除について現在検討をしているところであります。整備計画の検討結果は3月中にはまとまるんですけれども、今あるポンプ、設置されているポンプも可能かどうか。後は、今あるポンプで賄いきれない部分については、新たにポンプを設置して行うというようなことを、今、検討を進めております。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） ポンプの設置の段階で、こういう根拠なくて、なんだか今までの実績踏まえて、なんかポンプを設置、口径とか設置したというようなことで、大

丈夫なのかという話もちよっと前に出た経緯もありますので、これは十分注意して内水排除に努めてもらいたいというようなことです。

あともう一つは、この区域内、今こう、五つだっけすか、区域に分けたんすども、例えば、ここで流れが悪くなったり、流れが悪い部分については、側溝の改良とかなんていうことも考えていくもんですか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○下水道課長（佐藤恭悦） それも検討しましたけれども、側溝を大きく広げるとかそういうことにしますと、本当もう、ずっともう当初の方から、また再度検討し直ししなければならないというようこともありまして、現段階では、側溝の改良等は考えておりません。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤育男） そうすれば、例えば調査して、流れがあまり良くないというようなどころについては、例えばそこに停滞する、水が停滞するとかっていう区域が出はった場合は、それなりのなんか工法を講ずることになるわけだすども、検討して行くことだすよね、そういうんたやつ。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○下水道課長（佐藤恭悦） そうですね。今、排水ポンプの方を整備しまして、それでほぼほぼ排水できるであろうということで、やって、大雨が来まして、流れが悪くなったりするような場所が出た場合は、その都度、それに合わせて再度検討を重ねていくということになると思います。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 最近、経験したことのねえ雨というのは頻繁に聞かれるようになりましたので、この辺り、よくこう水漬くところなので、なんとか内水排除については検討してやってほしいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○下水道課長（佐藤恭悦） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかにございませんか。はい、佐藤育男委員。

○委員（佐藤育男） ごめんなさい。最後の下水道接続促進事業。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、事業の補助金75件の2万円、それから5万円の30件とあります。これは業者さんに委託して。まず、その上の方に「職員の減少等により、積極的な個別訪問ができない状況にある」というふうなことで、ここへ事業促進に係る…、これを「委託」て書いてありますが、これ、業者に委託することなんですか。

- 委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。
- 下水道課長（佐藤恭悦） 下水道の接続については、今までも職員で世帯を回りましてお願いをしておったところなんです、職員の減少に伴いまして回りきれないというようなこともあり、また、去年から料金徴収を行っておりますストックマネジメントの会社の方で、横手でもそういうようなことをやったという実績があったということで、そこら辺の内容を聞き取りまして、今回、可能な限り予算措置をしていただき、いくらでも加入促進につながるよう世帯巡りを実施したいなということで、予算の方を計上させていただきました。
- 委員長（石塚 柏） よろしいでしょうか。佐藤育男委員。
- 委員（佐藤育男） 75件と30件、それぞれ補助金違いますが、大体可能な件数というようなことで考えておられるでしょうか。なかなか今、加入率50パーセントいかないところ、すいません、中仙はありますんで。
- 下水道課長（佐藤恭悦） すいません、事業説明書の11-12の方で2段ありますけれども、上の方については、これが本当に業者の方へ委託しまして、要するに加入促進の方をお願いするということで、下の方につきましては補助金の方なんですけれども、下の方が補助金でして、2万円の補助金を75件で、あと5万円が30件というようなことでやっておりまして、先ほど言いましたけれども75件につきましては、29年度の実績に基づきました件数です。下の方の30件につきましては29年度14件でしたので、今回補助金を出すということで、幾分接続されてくれる方が増えるかなということで、倍の30件の方を計上させていただいております。
- 委員（佐藤育男） はい、分かりました。
- 委員長（石塚 柏） はい。
- 委員（佐藤育男） ということは、実績踏まえて、可能な戸数という、合わせて105戸なりますが、可能な戸数ということですね。
- 委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。
- 下水道課長（佐藤恭悦） ええ、そうです。そのように考えております。
- 委員（佐藤育男） はい、オーケーです。
- 委員長（石塚 柏） はい。ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(石塚 柏) 次に、所管事務に係る閉会中の継続審査、及び調査に関する件について、お諮りします。

お手元に配付しております案件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(石塚 柏) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了いたしました。

なお、当委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。

2日間にわたりまして、大変ご苦勞様でございました。

ありがとうございます。

午後2時47分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 石 塚 柏